

Doing Business in Poland

2006 年度版ポーランド投資ガイド



序章 ポーランド概説	5
1. 会社設立	25
2. 労働許可証とビザ	37
3. 投資助成制度	39
4. 税務	49
5. 会計及び監査	65
6. 雇用関係	105
7. 不動産	115
8. 競争法	125
9. ポーランドにおける日系企業の進出状況	129
日本語連絡先	131

序章 ポーランド概説

はじめに

2004年5月よりポーランドは、欧州連合(EU)の新規加盟国となった。欧州諸国の中で最も成長率の高い国の一つであり、中欧地域においては最もダイナミックな国である。「連帯」運動とノーベル平和賞受賞者レフ・ワレサに揺り動かされ、欧州大陸分断のシンボルであったベルリンの壁崩壊につながる「民族の秋」以来、十数年にわたる長い道のりをポーランドは歩んできた。ポーランドは指令経済体制から、発展した経済システムをもつ民主国家に生まれ変わり、21世紀の欧州を形成する国のひとつとなった。

EU市場の一部となったポーランドでは、現在も経済、社会の変化が進行している。何よりも、経済発展の変化は著しい。この変化は若い、エネルギーに溢れる、野心的な世代の参画によってもたらされている。ポーランドは音楽家のフレデリック・ショパン、天文学者のニコラウス・コペルニクス、物理学者のマリア・スクウォドフスカ(キュリー夫人)、そして映画監督のアンジェイ・ワイダの祖国である一方で、欧州ならびに世界でも投資先として最も有望な国の一つとなっている。

「欧州の心臓部」

欧州大陸の中心部に位置するポーランドは欧州の東部と西部をつなぐ文化、歴史、政治の架け橋の役割を果たしてきた。著名な英国の歴史家ノーマン・デイビスは、欧州におけるポーランドの特別な役割を強調して、ポーランドの歴史を記した著作に「欧州の心臓」という題をつけている。

ポーランドの国土は31万2千平方キロである(ちなみに日本の面積は37万7千平方キロ)。国土の広さではポーランドは欧州で9番目で、国境はドイツ、チェコ、スロバキア、ウクライナ、ベラルーシ、リトアニア、そしてロシア(飛び地のカリニングラード地域)と接している。ウクライナ、ベラルーシ、ロシア(カリニングラード地域)との国境はEUの境界となっている。ポーランドの地理的位置は、ここで事業を展開する企業にとってEU諸国の市場へのアクセスの良さのみならず、他の中東欧諸国内で活動するのにも便利である。ポーランドへの投資は、人口5億人の西欧諸国並びに2億

5千万人の東欧諸国市場にアクセスできることを意味している。ポーランドでの事業展開によって、旧東側諸国並びに現在のロシア連邦とのビジネスにおいてもポーランドの経験を利用することができるであろう。

気候は温和である。時刻は中央欧州標準時である(GMT -1)。

自然

ポーランドは緑豊かな自然景観に富んだ国である。およそ国土の28%が針葉樹を主とした森林である。ユネスコの世界遺産リストにはビアウォヴィエスカ原生林があげられている。原生林は太古の欧州大陸に繁殖していた広葉樹帯が今日まで残されている。ビエジュバ湿地帯は欧州最大の、最も自然に保たれた泥炭湿地帯である。手つかずの自然が、スデティ山脈から人影まばらなビェシチャディ山脈までの山岳地帯においても残されている。

ポーランドでは他の欧州諸国には棲息していない野生動物が棲息している。ビアウォヴィエスカ原生林には絶滅の危機を脱した、多数の「ジューブル」(ポーランド語でバイソンの意味)が自然の中で棲息している。ビーバーも絶滅をまぬがれ、現在では2万5千頭以上が棲息している。山岳地帯の森林には狼や熊、山猫が棲息しており、ワルシャワに近い国立公園のカンピノス原生林にも十数頭の山猫が棲息している。ポーランドはコウノトリが好む最適な棲息地でもある。世界に生存する白コウノトリの四分の一がポーランドの西国境のオドラ川と東のブク川の間に巣を作る。鳥類学者の観察では4万羽以上のコウノトリがポーランドに棲息しているという。

自然保護区域の広さでは、ポーランドは欧州でもトップレベルである。自然保護区域面積は10万平方キロメートルを超え、国土の30%以上を占めている。

人口

ポーランド国内には3820万の人々が住んでいる。人口の大きさはポーランドへの投資の重要な誘因である。人口ではポーランドはEU新規加盟国のなかで最大の国である。中欧地域では最大の人口であり、欧州では8番目、また世界では30番目である。統計的には、欧州の20人に一人がポーランド人ということになる。

EU新規加盟国人口数

(単位:千人、データ出所:ユーロスタット)

・ポーランド	-	38230	(51%)
・チェコ	-	10270	(14%)
・ハンガリー	-	10200	(14%)
・スロバキア	-	5400	(7%)
・リトアニア	-	3480	(5%)
・ラトビア	-	2360	(3%)
・スロベニア	-	1990	(3%)
・エストニア	-	1370	(2%)
・キプロス	-	760	(1%) ±
・マルタ	-	390	(1%) ±

他の欧州諸国との比較においては、ポーランドは若い国である。教育水準の高い、強い起業家精神と創造力を備えた若者が豊富である。このようなポーランド人の素地が、投資先として注目される要因となっている。2003年にポーランド情報・外国投資庁(PAIIIZ)が外国投資家を対象にして行った調査では、ポーランドへの投資を決定した最大の要因はポーランド人の若さ、野心、そして高い技能だという。なお、外国企業は総計100万人以上のポーランド人を雇用している。

中欧諸国においてポーランドの就業者数は最大である。同時に欧州で最も若い人口構成の国の一つでもある。人口の50%は35才以下であり、人口の35%が25才以下である。

依然として高い失業率ではあるが、労働力獲得という面では有利である。こうした状況下では企業が求める人材を容易に獲得できるからである。多くの世界的な企業グループは、ポーランドにおける生産性の高さ並びに労働者の技能と労働意欲を高く評価している。また、ポーランド人の平均寿命は伸びているが、出生率の伸びは他の欧州諸国と同様に僅かである。最近の経済発展は人口の都市集中化を加速しており、ポーランド人の45%以上は人口10万人以上の42都市に居住している。人口密度は1平方キロ当たり124人である。

千年の歴史

ポーランドの紋章は「鷲」だが、欧州の政治地図の中では、既に千年以上にわたって知られている。ポーランド(ポーランド語では「ポルスカ」)という国名は中世初期に現在のポーランドの地に居住していた「ポラン」部族に由来する。ポラン部族の長、ミエシュコー一世は966年にキリスト教を導入し、ポーランドにキリスト教世界の儀式を受け入れた。以来絶えることなく、ポーランドは西欧文明に組み込まれ、ラテン文字を使用することになった。

1025年、ミエシュコー一世の息子、ボレスワフ・フロブリィがポーランド史のなかでピアスト朝の初代の国王として戴冠式をおこなった。ピアスト朝の最後の国王、カジミェシ大王の治世時の14世紀末には、ポーランドは中欧の大国となっていた(当時の人口は約200万人)。ハンガリー出身のポーランドのヤドヴィガ女王とリトアニア大公国のヴワディスワフ・ヤギェウォ大公の婚姻(1385年)によりヤギェウォ朝が始まった。ヤドヴィガ女王(近年、ローマ法王庁より聖人に列聖)の治世時、ポーランドと東の隣国リトアニア大公国との合同がなされ、1569年の「ルブリン合同規約」により両国は実質的な連合王国を結成した。以後2世紀にわたってクラコフを首都とする「二民族の共和国」と称される多民族国家の連合王国は、欧州大陸内において富裕な大国の一つとして存在した。

ヤギェウォ王朝治世下はポーランドの経済、文化が開花した「黄金の世紀」であった。経済の基盤は主にグダンスクからの海運による、他の欧州諸国との穀物貿易であった。1364年には欧州でも最古のクラコフ大学が創設された。ヤギェウォ朝時代にヴァヴェル城の荘厳な王宮がルネサンス様式で増設された。

16世紀にヤギェウォ朝が終焉すると、当時の欧州の体制としてはユニークな「シュラフタ(貴族)民主制」が形成された。また、先だって15世紀に国会(セイム)が創設されていた。1573年ポーランド国王はシュラフタ代議員会により選出されることになった。選挙で選ばれた当時の国王の権限は現代の大統領に近いものと考えられる。当時の欧州の現実からみると、ユニークな統治形態であった。選挙王制によって、ポーランド語を話せない外国人がポーランド国王に選出されることもあった。「黄金の自由」の思想と多民族国家の他民族への寛大さから、宗教戦争の時

代である16世紀にあって、ポーランドはカトリック、プロテスタント、ギリシャ正教会、ユダヤ教など多様な信仰が共存する、寛容な宗教観をもつ国であった。

16世紀末、中欧地域から東部(ロシア)や北部(バルト海沿岸地域)へと外交政策の優先度が変わったことから、クラコフからワルシャワに遷都された。近隣の大国の影響が増し、国の効率的な統治を阻むシュラフタ民主制が歪曲されてゆき、ポーランド国家は弱体の道を辿っていった。18世紀のポーランドは欧州の大国から近隣諸国の外交の対象へと変わった。オーストリア、プロシア、ロシアは1772年ポーランド国土の一部を割譲した。ポーランド貴族のなかにはこうした状況を打開するために戦った者も少なくなかった。1791年5月3日、国会(セイム)は啓蒙主義の精神にそって国を改革し、近代化するために憲法を制定した。欧州で最初の成文憲法であり、アメリカ憲法に次いで世界で二番目の、フランス憲法制定より4か月先立つものであった。

しかし、5月3日に憲法で制定された進歩的な改革は、実現できなかった。1793年にロシアとプロシアは二度目のポーランド国土分割をおこない、2年後の1795年にはオーストリアも参加し、ポーランド全土を分割した。この三国分割により、ポーランドは100年以上にわたって欧州の地図上から消えてしまった。だが、ポーランドを分割した大国もポーランド民族の自由への渴望を弱めることはできなかった。ポーランド人はナポレオンのもとに戦い、また自国の独立や他民族の自由のために何度も民族蜂起を試みた(1830年から31年の11月蜂起、1863年から64年の1月蜂起)。一方、分割占領下にもかかわらず文学芸術は進展し、19世紀の欧州大陸の歴史的な出来事には必ずと言っていいほど、ポーランド人が関与していた。

第一次世界大戦の終結にともない、1918年ポーランドは独立国家として欧州の地図に復活した。だが、独立して間もなくポーランドは20世紀における二つの全体主義国家の一つと対峙せざるを得なかった。1920年、ポーランド軍はラジミンの戦い(この戦闘はヴィスワの奇跡と呼ばれる)で、西方に侵攻するソ連赤軍をくい止めた。19世紀の20~30年代は、1世紀以上にわたる三国分割を経て、ポーランドの国家組織を統合する時代であった。国民の三分の一以上が少数民族からなる多民族国家であったが、民主主義の原則を尊重することが貫かれ、隣国のスターリンのロシアとヒトラーのドイツとは一線を画していた。

1939年9月1日、ポーランドはヒトラーの第三ドイツ帝国に武力抵抗を試みた最初の国となった。1939年9月17日にソ連が攻撃を開始し、ドイツとソ連はポーランドの領土を分割するとともに、ポーランドの政治経済の指導者、知識人のエリート層を抹殺し始めた。ヒトラー・ドイツによって作られたアウシュビッツの強制収容所は、当初ポーランド愛国者が強制収容され、その後は世界最大の墓場に作り変えられていった。主にユダヤ系ポーランド人、世界各国のユダヤ系市民の150万人以上がここで絶命した。ソ連に占領された地域では数十万人のポーランド市民がロシア奥地に強制移住させられ、強制労働収容所に収用された。いくつかの収容所では数千人単位でポーランド将校や警察官が殺害された。「カチンの森」はそのひとつである。

ポーランドは第二次世界大戦中に最初の犠牲者を出した国の一つである。しかしながら、国土は占領されたにもかかわらず、ヒトラー・ドイツと戦う連合軍の重要な同盟国であった。ポーランド軍の部隊は世界各地の戦線で連合軍の一員として戦った。また占領下のポーランド国内では、近代欧州史に例を見ないほどの規模で地下抵抗軍が結成されていた。ヤルタでチャーチル、ルーズベルト、スターリンの三巨頭が締結した協定によって、戦後ポーランドは完全な独立国家とはならず、半世紀にわたってソ連の影響下に置かれることになった。

第二次大戦の結果、ポーランドは国境変更により領土が極端に変更され(東部地域を失い、それに代えて1945年までドイツ領であった西部地域を取得した)、人的損害は600万人(この内、300万人はユダヤ系ポーランド人)に達し、甚大な被害を受けた。この時代を象徴するのは首都ワルシャワが辿った運命である。1939年のドイツ軍の爆撃で破壊され、ドイツ占領下で市民は脅威に晒され、多くの人命が失われた。1943年ユダヤ人居住区では武装抵抗したゲットー蜂起がおこり、1944年にはポーランド市民によるワルシャワ蜂起がおきた。武装抵抗により、ワルシャワは壊滅的破壊をこうむった。被害は甚大で、戦争直後の1945年に首都をワルシャワに再建するかどうかが真剣に検討された。

1945年、ソ連に従属するポーランド人民共和国が成立した。1947年の総選挙で共産主義者たちが不正な手段ですべての反対党を政治の舞台から追い払ってしまった。ソ連の影響下で、ポーランド政府はマーシャル・プランを受け入れず、ポーランド経済をソ連経済に委ねた。ソ連型モデルに

従い大企業は国有化され中小企業が廃止される一方で、中央計画が経済を牽引する形で戦後の経済再建は進められた。但し、ポーランドは、共産主義ブロックでは例外的に、農業の集団化や小規模商業者・手工業者の廃止を免れた。共産主義者はカトリック教会を国の機構に組み込むことには成功せず、教会は国民の多くにとって、自由と西側文化との精神的交流のオアシスとなった。

検閲制度が敷かれ、文化芸術の分野でも政治的監視がなされ、あらゆる反体制活動は抑圧されていたにもかかわらず、共産主義ブロックの中ではポーランドは比較的自由であった。それでも、民主主義的な自由の欠落、政治的な隔絶、計画経済の不効率による経済危機が原因となり、一度ならず国民的な抗議運動を引き起こした。1956年6月ポズナニの労働者の抗議行動が発生し、秋にはソ連指導者の意図に反して、スターリン主義による統治方法を断念したグループが共産党内の権力を掌握した。だが、10年を経て、1968年学生と知識人の抗議行動が起きた。1970年にはバルト海沿岸諸都市で労働者の抗議行動が燃えさかったが、鎮圧された。この時期拘留所は満員になり、多くの学生が放校処分となった。1960年代末、多くのユダヤ系ポーランド人が強制的に国を追われた。

1970年代初め、ポーランド統一労働者党内部の世代交代が起こった。新指導部は政治の自由化と経済の近代化を決定した。だが、この時の外国技術導入はポーランドに膨大な対外債務をもたらした。

全体主義に抵抗するカトリック教会と並んで、1970年半ばには多民族による民主主義を求める反体制派グループが結成された。非暴力の抵抗を宣言する一方で、非合法とされていた分野でも反体制活動をおこなった。共産主義政権に対する抵抗運動やオピニオンリーダーの抵抗を強めた精神的な要因として、1978年にクラコフ教区のカロル・ヴォイティワ枢機卿の法王選出とポーランドへの法王の初訪問を挙げることができよう。

1980年8月、不況が深まるなかで、バルト海沿岸諸都市でストライキが発生した。当時37才のワレサはグダンスク造船所の塀を乗り越え、労働者のストライキに合流した。発生時から労働者の抗議運動を支援していた知識人グループを従えてストライキの先頭に立った。これが中東欧諸国の共産主義時代の終焉の始まりであった。1980年9月、「連帯」が発足した。「連帯」は労働組合の形をとりながらも、ソ連圏で初めての独立した社会

運動であり、平和な変革をスローガンにしてあらゆる社会階層の代表を纏めていた。一方、権力維持の意欲とソ連からの圧力でポーランド統一労働者党の権力は、軍人グループが掌握した。そういった背景下で1981年12月には戒厳令が敷かれた。

社会の不満が増大する中で反体制派は勢いを増していった。一方、ポーランド経済は困窮し、国際環境も厳しいものになっていった。このような状況下でポーランドの政治権力は、徐々に後退していった。1980年代、当局は民主主義国家制度を導入するべく政治改革に着手したが、頓挫した。新たな国際状況の変化(とりわけソ連のゴルバチョフ改革)と国内事情(経済不振とストライキ)から、1988年に当局は反体制派との対話を開始した。1989年2月、戦後のポーランドはもとより、ソ連邦諸国でも初めて当局と反体制派の代表が対話のため円卓の席に着き、無血の変革が行われた。そして、この「円卓」会議で反体制派の政治参加の原則が決められたのである。

1989年6月には反体制勢力も候補者を出して、総選挙が実施された。その結果、マゾビェツキを首班とする「連帯」政権が誕生した。マゾビェツキの首班指名は中欧諸国での急激な政治変革のはしりとなった。数か月後ベルリンの壁が崩壊し、ソ連が崩壊し、「冷戦」は終焉した。こうしてポーランドは、民主主義諸国の中に復帰した。

1990年、マゾビェツキ政権はバルツェロヴィッチが提案した広範囲にわたる経済改革を実施した。1990年12月実施の大統領の直接選挙では、ワレサが勝利した。その後数年間は「連帯」系の陣営から、互いに競い合う政党が現れた。それまでの同盟の崩壊(ワルシャワ条約機構の解体と1993年のポーランドからのソ連軍完全撤退)の後、ポーランドは西欧諸国への統合を進めるとともに、近隣諸国との新たな関係樹立につとめた。

1999年ポーランドはNATOのメンバーとなり、2004年にはEU加盟を果たした。

政治体制

民主主義国家であるポーランドは、複数政党が存在する二院制共和国である。政治制度は欧州諸国に共通する価値感を反映したものであり、その原則は民族の主権、国家の主権と独立、民主的法治国家、政治的多民族主

義と政党活動の自由、三権分立、法的には個人の自由と権利として表現される人間の自然権などである。

ポーランドの最高法規は1997年国民投票によって承認された憲法である。ポーランドの統治形態は立法、行政、司法の三権分立に依拠している。憲法による自由と権利は、西欧の民主主義諸国での解釈、すなわち欧州人権憲章に準拠している。

二院制の国会(下院は460議席、上院は100議席)は任期4年の総選挙により召集される。下院(セイム)は大選挙区比例代表制によって選出され、上院(セナト)は小選挙区制(一部選挙区では複数選出)によって選出される。会計検査院は下院の権限下におかれる。行政は大統領と閣僚会議が分担する。1989年には、大統領制が導入された。直接選挙で選出される大統領は国家元首となり、5年の任期(二期まで就くことができる)をつとめる。レフ・カチンスキ現大統領は2005年一期目大統領に選出された。内政、外交は政府である閣僚会議が担当する。閣僚会議を運営するのは閣僚会議の議長である首相であり、閣僚は首相の指名により大統領が任命する。

司法権を行使するのは裁判所と法廷である。1999年新たな地方自治の行政改革が実施され、国の行政単位は郡(グミナ)、管区(ポヴィアト)、16の県(ヴォイエヴァツトフォ)へと再編成され、同時にそれぞれの行政レベルに対応する自治組織が導入された。

文化

ポーランド人の生活様式と精神構造は千年の時を経て醸成されてきた。欧州の十字路ともいふべき地理的位置と様々な民族と宗教が文化の形成に影響を与えた。ポーランド文化はラテン世界とビザンチン世界の影響を受け、ポーランドの地に居住した諸民族間のダイアログのもとで発展していった。ポーランド人は、自国文化の中に他国の文化を数多く取り入れてきた。19世紀と20世紀は多くのポーランド人にとって文化活動が政治と経済の活動にとって代わられた時代であった。この点もポーランド文化を物質面でも精神面でも多様なものにした要因の一つといえよう。

ポーランドの街は、欧州の建築様式の展示場である。ロマネスクにはじまり、ゴシック、ルネッサンス、バロック、古典主義様式と、すべての建

築様式を見ることができる。ポーランドの東部国境は、西欧建築様式の影響が及んだ境界線となっている。

歴史的建造物にとっては、ポーランドの歴史は必ずしも好ましいものではなかった。それでも、現在も城郭、宮殿、教会などの古い記念碑的な建築物が多く残っている。そのうちのいくつかは欧州でも他では見られないものである。クラコフのヴァヴェル城のように膨大な労力をかけ修復したもの、ワルシャワの旧市街や王宮、グダンスクやヴロツワフの旧市街のように、戦後の瓦礫の中から再建したものがある。ヴィスワ川沿いのカジミェシは中世の小都市がよく保存されている典型である。クラクフ(京都の姉妹都市)はゴシックとルネッサンス様式の街のつくりを非常に良く温存している欧州の街の代表例と言えよう。教会関連の建築、社会主義時代の独特の建物も興味深い。近年は、現代建築の粋をあつめた建築物も増えている。

ポーランド・ロマン主義の伝統とそのポーランド文化への影響は、詳細を極めようとするならばポーランド史の知識が不可欠である。だが、誰もが理解できるポーランド文化の真髄がある。ポーランドの民俗音楽に端を発し、世界の至るところで評価を得たショパンの音楽である。ワルシャワのショパン国際ピアノ・コンクールは1927年以来、5年毎に開催されてきており、世界的に最も権威あるピアノコンクールの一つに数えられている。

ポーランドにおける造形美術はインプレショニズム、モダニズム、エクスプレショニズム、キュビズム、コンストラクティニズム、リアリズム等々、欧州のそれぞれのトレンドに影響を受けている。歴史的絵画のポーランド派ではヤン・マテイコの絵画があり、彼の壮大な絵画はポーランド史の重要な出来事に題材を求めたものである。

19世紀から20世紀にかけてポーランドでは、印象主義、象徴主義、そしてセセッション様式が注目された。「若きポーランド」の時代はポーランドで近代的な美術が誕生した時期であり、種々の実験的な様式が導入された。この時代の象徴派としてはヤツェク・マルチェフスキ、スタニスワフ・ヴィスピャンスキ、ユゼフ・メホフェルなどがおり、また印象派には多くのアーティストが存在していた。

母国語による文学の発端は16世紀まで遡ることができるが、ルネッサンス期の作家はラテン語を捨てポーランド語で執筆をはじめた。また、19世紀には、ロマン主義文学が生まれた。アダム・ミツキエヴィチやユリウシュ・スウォヴァツキ、ジグムント・クラシンスキは祖国を喪失した民族の精神的指導者となり、祖国の再興を予言した。歴史的伝統の旗手は1905年に「クオ・ヴァデイス」の作品でノーベル文学賞を受賞したヘンリック・シェンキエヴィチであった。20世紀前半には、様々な文化との対話や前衛芸術的実験を通して、多くの偉大な文学作品が誕生した。

第二次大戦後、一部の文学者は国外に居住したが、イェジ・ギェドロイチを主宰者としパリで刊行された「文化」誌を中心に多数の文人が集まった。国外に居住しながら作品を執筆した人たちにはヴィトルド・ゴンブロヴィチ、グスタフ＝ヘルリング・グルジンスキ、チェスワフ・ミウオシュ、スワヴォミル・ムロジェクなどがいた。20世紀後半の著名な詩人にはズビグニェフ・ヘルベルト、タデウシュ・ルジェヴィチ、チェスワフ・ミウオシュ(1980年、ノーベル文学賞)、ヴィスワヴァ・シンボルスカ(1996年、ノーベル文学賞)などがいる。この時代の著名な作家、劇作家にはヴィトルド・ゴンブロヴィチ、スタニスワフ・ムロジェク、スタニスワフ・レム(SF作家)を挙げることができよう。ユダヤ系ポーランド人の戦争体験を描いたハンナ・クラルの作品や、またリシャルド・カプシチンスキの作品は世界各地で翻訳されている。

ポーランド派の映画は世界に知られた存在である。ウジの映画学校はあまたの有能な監督を輩出した。同校の卒業生には世界の第一線で活躍するロマン・ポランスキ(『水の中のナイフ』、『ローズマリーの赤ちゃん』、『フランティック』、『ピアニスト』などの作品)や『モラルの不安』を制作したクシシュトフ・ザヌスイが存在する。アンジェイ・ワイダの作品は不利な極限状況のなかで人間性を維持するための戦い、(因みにそれはポーランド人の一般的な体験であった)を克明に分析したものだった。ワイダの作品(『灰とダイヤモンド』、『地下水道』、『鉄の男』、『約束の地』等々)は数代にわたるポーランド人のアイデンティティを描いたものだった。2000年、アンジェイ・ワイダはオスカー賞を受賞した。1990年代、クシシュトフ・キェシュロフスキの作品(『十戒』、『ふたりのヴェニカ』、『トリコロール』など)は評判をよんだ。

科学と教育

世界の科学でポーランド人が最も寄与した分野は天文学である。現代の学者のなかで最も著名なのは太陽系外の惑星系を発見したアレクサンデル・ヴォルシュチャンである。ヴォルシュチャンは地動説をとらえた天文学者のニコラウス・コペルニクスの伝統を引き継いでいる。

ポーランド科学の伝統は中世に遡る。1364年中欧ではプラハ大学に次いで二番目のクラコフ大学(現ヤギェウォ大学)が創立された。19世紀の科学分野でのポーランド人の貢献も特記に値する。1833年ジグムント・ヴルブレフスキとカロール・オルシェフスキは初めて大気中から酸素と窒素を取り出した。ポロニウムとラジウムの二つの放射性元素を発見したマリア・スクウォドフスカ(キュリー婦人)は二度にわたりノーベル賞を受賞した(1903年には物理学賞、1911年には化学賞)。欧州における石油産業のパイオニアであり、石油ランプを発明(1853年)したのはイグナツィ・ウカシェヴィチであった。考古学者の成功も忘れることはできないが、その中でもカジミエシュ・ミハウオスキはエジプトのファラスのプレスコを発見した。

1920~30年代の哲学者であるカジミエシュ・トゥヴァルドフスキの「ルヴフ・ワルシャワ派」の業績も燦然と輝いている。この学派は著名な論理学者や哲学者を多数輩出したことで有名である。また、多くの偉大な学者が国外で活動した。社会人類学者のプロニスワフ・マリノフスキは世界的に著名な学者であり、1914年から1918年の間にニューギニアとトゥリオブリアンダ島でおこなった民俗・社会学調査は世界中に喧伝された。マリノフスキは文化調査において科学的調査方法を確立した。オーストラリアを調査したパヴェウ=エドモンド・ストウシェレツキも有名である。19世紀にロシア当局によってシベリアに流刑されたポーランドの学者たちはシベリアの地の天然資源を開発した。ベネディクト・ディボフスキはバイカル地方の植物について著述し、アレクサンデル・チェカノフスキはシベリアの地質を探索し、ヤン・チェルスキはバイカル奥地の山脈を調査した。国外で華々しく活躍する技師や建築家も多く、その中でもエルネスト・マリノフスキは1972年から1976年の間、ペルーにて世界最高地に鉄道を建設し、またラルフ・モディエフスキは北米でベンジャミン・フランクリン橋を建設した。第二次大戦中の連合軍勝利にポーランドの学者たちも貢献している。ドイツ第三帝国が使用していた暗号機「エニグマ」をポーランド人たちが1939年8月に解読し、英国情報部に解読方法を伝授した。

ポーランドの教育システムは、経済体制転換による教育ブームの結果、大きな変革を遂げた。高等教育機関の数は1990年に比べて3倍にも増えており、現在では約300校に150万人以上の学生が学問に勤しんでいる。科学研究調査は、大学や研究センターで実施されており、ポーランド人研究者たちは、遺伝子研究や生物分子の分野、更には人文学の分野でも著しい業績をあげている。

ポーランドでは企業は競って新技術やニュービジネスの分野(IT、アウトソーシングなど)に進出している。新規事業を支援する手段としては産業、テクノパークなどがある。こうしたプロジェクトの一部は大学や研究センターと企業の産学共同のもとに誕生している。

科学技術分野はポーランドと日本とが協力できる重要な分野の一つである。政府間の合意により、現在では130件にのぼる科学技術分野でのプロジェクトが実施されている。共同プロジェクトはバイオテクノロジー、ナノテクノロジー、エコロジー、エネルギー、医学、核物理学、化学などの分野に及んでいる。

経済:中欧地域のリーダー

経済の成功は近年のポーランドの偉業のひとつである。1989年時点のポーランド経済はハイパーインフレ、膨大な対外債務、高失業率、重工業への偏重、後進的な農業、非効率的な国家経済を特徴としていた。

今日のポーランド経済は、経済転換の成功例に数えられている。その発端は1990年の副首相レシェク・バルツェロヴィチが導入した「ショック療法」であった。統制されていた公定歩合を自由化し、種々の規制を緩和し民営化を開始した。その結果、自由市場が誕生し、国内総生産も毎年数%の伸びを見せている。1989年には700%を記録したインフレ問題も解消し、現在では物価指数は0%台で推移している。

経済の成功は、何よりもポーランド人の知的資源にあずかるところが大きい。政府は国営企業の民営化を積極的に進め、多くの産業分野で効率性を向上させた。1990年代初め証券取引所が再開され、現在の取引額は中欧諸国で最大である。金融部門は商業化のプロセスを経て民営化された。ドルで貯蓄していた時代は終わり、国民は自国通貨への信頼も取り戻した。

これは効果的なデノミの実施と迅速な銀行部門の再建のたまものである。現在ポーランドの銀行部門の主役は外国銀行となっている。通貨への信頼を示すのは、増大する外貨準備高、通貨の自由変動制の採用、通貨の交換制の導入である。

最近のポーランド経済は非常に良いマクロ経済の指標を示している。国内総生産の最近10年間の平均成長率は4.4%である。2001年、2002年の成長率は鈍化した。2003年成長率は3.8%に回復し、2004年の成長率は5.4%を記録した。ちなみにユーロ通貨圏では2%、EU25か国平均では2.4%であった。また、2005年の経済成長率は3.2%であり、2006年および2007年はそれぞれ4%、4.3%と予想されている。経済成長の高い指標は、ポーランドがEUでも成長のトップを走り、中欧地域での経済成長のリーダーになってゆく可能性を示唆している。

体制移行の開始時からインフレは低下傾向にあった。最近のインフレ率は2002年1.9%、2003年0.8%であった。2004年以降、インフレ率は上昇傾向にあり、2005年はじめには3.5%であったが、その後2.1%に低下した。

2004年のポーランドの輸入は820億米ドル、輸出は671億米ドルであった。対前年度比で、輸出は37.5%増、輸入は31%増であった。2000年以降ポーランドの輸出は輸入に比べて早いテンポで伸びている。国際市場におけるポーランド製品の競争力が増す一方で、国内の消費市場の成長が鈍化してきている。

2005年の貿易相手国は先進諸国に集中している。2005年対EU諸国貿易は輸出が約77.2%、輸入が65.6%を占めている。ポーランド最大の貿易相手はドイツであり、輸出の28.2%、輸入では24.7%を占めている。

2005年においてポーランドの輸出が大きく伸びた先はロシア、チェコ、イギリス、フランス、ウクライナであった。一方、輸入が伸びた先としてはロシア、中国、ベルギーがあげられる。ポーランドの10大貿易相手国への輸出総額は68.2%にのぼる。

2005年のポーランドの輸出地域

輸出地域	100万PLN	100万ドル	100万ユーロ	%
先進諸国	241399.5	74753.1	59700.7	83.6
EU	222964.0	69035.4	55149.1	77.2
ユーロゾーン	156495.0	48484.5	38702.0	54.2
中東欧諸国	28907.0	8921.4	7152.1	10.0
開発途上国	18375.8	5672.4	4541.0	6.4
合計	288682.3	89346.9	71398.8	100

(データ出所:ポーランド中央統計局-GUS-)

2005年のポーランドの主要輸出国

ドイツ	28.2%
フランス	6.2%
イタリア	6.1%
イギリス	5.6%
チェコ	4.5%
オランダ	4.2%
その他	45.2%

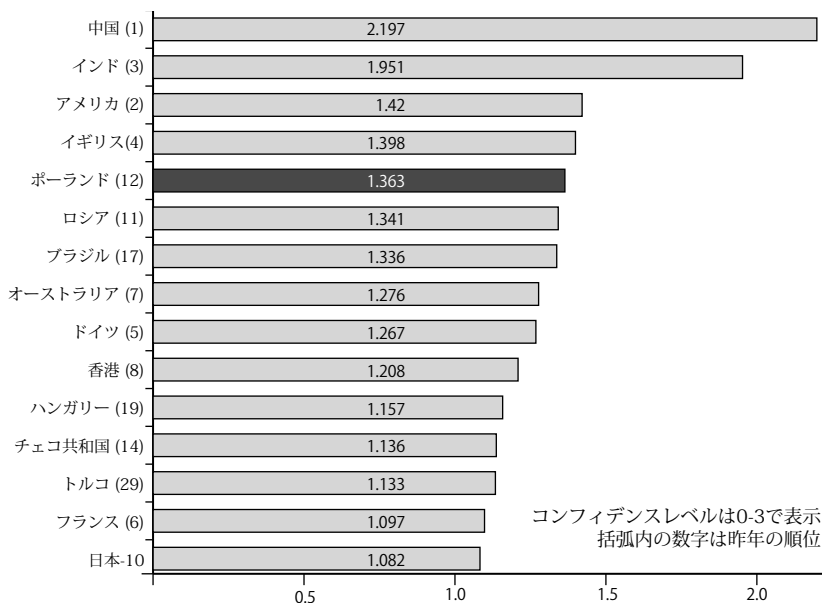
(データ出所: GUS)

尚、当面のポーランド経済発展のために重要な役割を果たすのが、EU新規加盟国の経済発展にあてられるEU助成金(構造基金と結合基金)である。2004年から2006年の間、ポーランドはEU新規加盟国に割り当てられる援助資金の52.4%にあたる128億ユーロを利用することができる。これらの資金は、主に交通網の整備、環境保護、新技術導入等に充てられている。

ポーランドにおける外国投資

ポーランドはEU、NATOそしてOECDのメンバーとして、常に外国投資家に信頼されるビジネスパートナーであることを心がけてきた。

2005年12月現在 AT Kearney による外国直接投資(FDI)コンフィデンス 指数



- ・ ポーランドは投資先としての魅力では世界5位。
- ・ この調査における企業はグローバルFDIフローのうち70%を占める。
- ・ 同時に、アメリカ及び欧州の投資家によると最も魅力的な外国直接投資先としてポーランドは7位(2004年には同12位)、3位(同2004年には6位)とランクされている。
- ・ 投資家のうち約四分の一の投資家はポーランド市場に対して楽観的な見解。
- ・ 世界的投資家のうち10分の1の企業がポーランドにおける最初の投資を行うであろうとのこと。
- ・ 欧州の投資家は魅力的な海外R&D投資先として全世界でポーランドを4位とランク付けしている。

(データ出所: FDI Confidence Index Report, AT Kearney 2006)

この15年間における、外国企業のポーランド投資累計額は約840億ドルにのぼる。この投資額は中欧地域でトップクラスの実績であるだけでなく、ポーランド経済が成長過程にあることを示す重要な指標にもなっている。

尚、ポーランドへの投資動機としてよく耳にするのは次のものである:

- ・ EUに加えロシアやウクライナ等との関係を構築、維持できる戦略

的位置(巨大市場へのアクセス)

- ・ 人的資源(熟練労働力と欧州諸国では最低の労働コスト)
- ・ マクロ経済の健全なファンダメンタルズ、透明度の高い通貨政策
- ・ 外国投資家に好意的な政策環境(投資優遇策、経済特別区)
- ・ 魅力ある法人税率(19%)
- ・ 低いインフレと安定した利子率
- ・ 金融システムの成熟度と銀行部門の安定
- ・ 労働市場を含む、一層の市場緩和

2005年にPAIiZが実施した外国投資家への調査によれば、ポーランドへの投資の主な理由として、ポーランド国内市場の規模(56.5%)、低廉な労働コスト(53%)、ポーランドの成長性(50%)をあげている。西欧諸国に比較すると、経済活動にともなう費用の低さは明白である。

労働コストについては、2005年におけるポーランドの平均月額賃金は約590ユーロであり、Cites Monitor(Cushman & Wakefield Healey & Baker)社の調査によると、ワルシャワはEU諸国の首都の中で従業員関連費用の観点からも最適な都市との結果報告がなされており、ブダペスト、ブラハ、バルセロナ、リスボンを引き離している。

生活条件について他の欧州諸国の首都を比較した場合、ワルシャワにおける生活費は圧倒的に低い。Economist Intelligence Unitによる生活水準調査によれば、ワルシャワの生活費は、ベルリンの76%、ウイーンの68%、ワシントンの65%、ロンドンやオスロの59%という結果になっている。生活費の低さは、西欧諸国の企業がポーランドへ生産拠点を移動する誘引の一つになっている。

また、廉価な土地価格も投資誘引要因として挙げられよう。地域、用地の条件にもよるが、1平方メートル当たりの土地価格は4.5ユーロから30ユーロである。EC Harris社の分析によれば、ポーランドにおけるオフィスビルの1平方メートル当たりの建設コストは750ユーロから1150ユーロの範囲にある。一方、工場の建設コストは1平方メートル当たり150ユーロから350ユーロである。住居購入価格は地域によって異なるものの1平方メートル当たり平均して350ユーロの水準にある。クラコフ、ポズナン、ヴロツワフ、ワルシャワなど都市のオフィスビル賃貸料金は1平方メートル当たり10ユーロから30ユーロの幅にある。

ポーランドと世界

世界の民主主義陣営に復帰してから、ポーランドは欧州と世界の安全保障を維持する体制に関わってきている。中東欧の新たな政治の時代が始まり、1989年「鉄のカーテン」が崩壊したことで、国際政治の場では新たなチャンスが生まれた。

グダンスク造船所での「連帯」の歴史的ストライキから19年が経過した1999年には、往時のストライキの参加者たちが夢想だにできなかった出来事が起きた。ポーランドはチェコ、ハンガリーと共にNATOへの加盟を果たしたのである。現在、ポーランドは、欧州・大西洋(ユーロ・アトランティック)の安全保障システムの一角を担っており、さらに国連、EU欧州理事会、OECD、CEFTA、世界銀行、IMF、OSCE(全欧州安保協力会議)、CBS(バルト海沿岸諸国会議)のメンバーとして、国際秩序の形成に貢献している。

ポーランドの平和部隊並びにその他組織・団体は世界各地で、戦争、紛争、災害の罹災者に援助の手をさしのべている。国際共同体の完全なメンバーに復帰し、ポーランドは自国の外交政策に「連帯」の新しい意義を見出した。ポーランド将兵は主に旧ユーゴスラビア諸国で多くの平和部隊活動に参加し、2003年からはイラク再建のミッションにも参加している。

政治経済の安定した国として、ポーランドは中欧地域ならびに欧州の安定に貢献している。ドイツとの歴史的和解を遂げた後、ポーランドはドイツやフランスと「ヴァイマル・トライアングル」体制のもとで協調している。リトアニア、ウクライナは戦略的パートナーである。ビシェフラード協定のもとでハンガリー、チェコ、スロバキアとの協力関係を深めている。

安全な世界とは国境で遮られたものではなく、地平線に広がる閉ざされない世界であることを、ポーランド人は認識している。それゆえに、EUの境界となるポーランドの東部国境が新たな欧州を分断する「鉄のカーテン」にならないことを誰よりも祈っているのはポーランド人であるといえよう。地理的条件とこれまでの経験に基づき、ポーランドはEUの対東方外交政策の立案、実施に積極的に参加していく意志をもっている。その意味で、EU政策形成においてポーランドが演ずる役割は重要である。

外国投資は、ポーランドが欧州の一員として、近代的で開放された経済を構築するために大きな役割を果たすものである。その意味で、投資家に有利な条件を提供することは、ポーランドが欧州の安定した存在感のある国になるための将来への投資なのである。

ポーランドと日本の両国間には長年にわたる経済、科学、文化面での結びつきがある。EU加盟より2年が経ち、経済のグローバル化がより一層深まる中、両国関係は今後ますます緊密さを増していくことであろう。

第一章 会社設立

1.1. 事業の形態

ポーランドでは、以下のような法的形態で事業を行うことができる:

- ・ 有限責任会社 (Spółka z ograniczoną odpowiedzialnością - Sp. z o.o. が略称。以下同様)
- ・ ジョイントストック会社 (Spółka akcyjna - S. A.)

上記の形態は、資本金の払い込みを伴う会社形態であり、株主は、会社の負債に対して責任を負うことはない。

- ・ 有限責任事業組合 (Spółka komandytowo-akcyjna. - S. K. A.)
- ・ 合資会社 (Spółka komandytowa - Sp. k.)

上記の形態において出資者は、会社(組合)の負債に対して個人的責任を負う。

投資家は、上記の会社形態を用いた会社設立および上記形態の既存会社の買収や株式取得を行うことができる。また、支店形態もしくは駐在員事務所形態で事業を行うこともできる。

1.2. 有限責任会社とジョイントストック会社について

有限責任会社は、ジョイントストック会社と比較して、払込要件、法的手続きなどの面で条件がゆるく、ポーランドにおける日本企業の進出形態としては一般的な設立形態である。

(1) 有限責任会社について -Sp. z o.o.-

有限責任会社は、一人株主が認められる。但し、一人株主である有限責任会社が、新たに有限責任会社を設立することはできない。

① 会社設立

有限責任会社の設立のためには、以下の手続きを踏まなければならない:

- ・ 会社設立委員会による会社定款の作成
- ・ 取締役の選定
- ・ 設立資本金の払い込み(法定資本金の項を参照)
- ・ 商業登記(会社登記の項を参照)

会社定款は、公証人により認証を受ける必要がある。会社定款は、発起人、あるいは公証人によって認証済みの委任状を持つ法定代理人により作成される。同時に、会社定款には、発起人全員の署名がなされなければならない。

すべての発起人は、本人の法的身分証明書を公証人に提示しなければならない(外国法人株主の場合、出身国の外務省において公印確認(アポストイーユ)され、法定翻訳者によりポーランド語に翻訳された、会社登記簿謄本あるいは法人設立証明書の提示が要請される)。

会社の登記は登記裁判所にて行われ、以下の書類を登記局に提出することが求められる:

- ・ 取締役全員により署名された登記申請書類
- ・ 会社定款
- ・ 設立資本金払込に関する取締役の宣誓書
- ・ 取締役が選出されたことを証明する文書
- ・ 会社設立に際して要求される特定の管轄官庁による許認可(必要な場合のみ)
- ・ 取締役全員の署名証明

会社登記に際しては、ポーランド中央統計局より、統計データ収集の目的で各企業に割り振られる会社登録番号(REGON)を受けると同時に、税務署より発給される納税者番号(NIP)を取得しなければならない。

有限責任会社設立には、以下の費用が発生する:

- ・ 公証人費用
- ・ 民事手続きに関する税金
- ・ 登記手数料
- ・ 司法・経済活動官報において会社設立を公示するための手数料

公証人費用および民事手続きに関する税金の支払額は、会社の設立資本金額に応じて増減する。但し、2005年3月時点の法律の定める法定資本金(最低 5万ズオチ)の場合、以下ようになる:

- ・ 公証人費用(910ズオチ:これに22%のVATを加算)
- ・ 民事手続きに関する税金(250ズオチ)

一方、会社登記に関する費用は、設立資本金の大きさとは関係なく、一律、以下のように定められている:

- ・ 登記局手数料(1000ズオチ)
- ・ 登記公示手数料(500ズオチ)

ポーランドにおける有限責任会社設立に必要な経費総額(法律相談経費などは含まず)は、2860ズオチである。

② 会社の活動範囲

有限責任会社は、金融、保険業務を除く、あらゆる事業目的で設立することができる。ポーランド法で特別な資格の取得が要求される業務(建築業務など)については、資格取得者が直接、業務に当たることが義務付けられている。

③ 法定資本金要件

有限会社設立のために必要な法定最低資本金は、5万ズオチと定められている。法定資本金は、会社登記前に全額払い込まれていなければならない。なお、発行株式の最低額面は50ズオチと定められている。株式の対価として、現金または現物出資により払い込む。更に、株式発行に際しては、額面価額を上回る金額で発行してもよい。

株主は、1株(株式が不可分の場合)、あるいは1株単位以上の株式(株式が可分の場合)を保有することができる。会社は、株式の記名あるいは無記名を決定する類の文書を発行してはならない。優先株の発行は認められている。会社株式の譲渡、株式全体(あるいは一部分)の抵当権の設定に際しては、公証人の署名入り認証書類が必要とされる。また、株式の譲渡については、これを定款の規定により制限することができる。

定款の定めに基づき、会社は資本剰余金を設定することができる。当該資本剰余金への払込は、法定資本に対し何らの影響を及ぼすことはない。当然、資本剰余金の返還は株式の返還を伴わないため、株主価値に対し何らの影響を及ぼさない。

④ 準備金

有限責任会社の場合、法定準備金を設ける必要はない。

⑤ 会社機関

有限責任会社における会社機関は、株主総会および取締役会である。

⑥ 株主総会

株主総会が有する権限は以下のとおりである：

- ・ 前年度の貸借対照表、損益計算書および年次報告書の審査および承認
- ・ 利益配当および損失補填についての裁量権、また、会社の設立、経営あるいは会社監督上において引き起こされた損失に関してのあらゆる決定を下す権限
- ・ 事業の譲渡等について決定する権限、また、財産権の制限について決定する権限
- ・ 不動産の取得、譲渡、永久貸借に関する裁量権(但し、定款で特段の定めがない場合)
- ・ 定款の変更権
- ・ 増資、減資に関する裁量権
- ・ 資本剰余金の実行についての決定権及びその返還についての決定権
- ・ 資本金の2倍を超える金額の負債の引き受けの可否についての裁量権(但し、定款で特段の定めがない場合)

定款の定めにより、株主総会に、会社の業務に関する特別な権限を付与することができる。実際、取締役会がある種の業務を遂行する際に、株主総会の同意を取りつける必要があるか否かについて、定款の中に定めるケースが多い。

⑦ 取締役会

定款に特段の定めがない場合、株主総会が有限責任会社の取締役を選任する。有限責任会社の取締役は、無期限で選任することもできる。

取締役会は、第三者に対して会社を代表する最終権限を付与されている。この最終権限が及ぶ範囲は、会社の活動に係わる全ての領域(法律が関知する範囲のみならず、法律が関知しない範囲をも含む)にわたり、たとえこの最終権限が定款等により制限を受けていようとも、そのような制約は、法的に第三者に対する責任を免れるものではない。取締役は、会社業務執行上の権限を有すると同時に、その責務も果たさなければならない。通常の会社業務の範囲を超える案件に関しては、取締役会の決議を要する。

⑧ 会社業務の監査

監査役会、あるいは監査委員会の設置については、有限責任会社の資本金が50万ズロチを超えず、かつ株主数が25名より少ない場合には、任意とされる。

有限責任会社の場合、監査役会(監査委員会)が選任される場合、メンバー数は、最低3名以上でなければならない。定款で特段の定めがない場合には、監査役会(監査委員会)メンバーの任免は、株主総会に委ねられている。

監査役会は、企業のあらゆる分野の業務について監査を行うことができるが、取締役会に対して、会社業務上の事項について拘束力のある指令を出すことはできない。監査役会の業務には、以下が含まれる。すなわち、(a) 取締役会の活動報告書の監査、会社の財務諸表の会計帳簿との照合、(b) 会社業務の現状分析および書類の審査、(c) 会社の利益配当、損失補填に関する取締役会の動向調査、(d) 株主総会提出用の年次監査報告書の作成である。尚、会社定款により、監査役会の権限を拡大することができる。

監査委員会の権限は、監査役会のそれと類似している。定款により監査委員会の権限を拡大することもできるが、それは、会社内に監査役会が設置されていない場合に限られる。

各株主は、会社の検査権を有する。具体的には、株主(あるいは株主に委任された代理人)は常時、会社の会計帳簿および諸文書について検査し、貸借対照表を自らの利用に供する目的で閲覧することができ、取締役会に対して説明を要求することができる。但し、監査役会、あるいは監査委員会が設置されている場合には、定款により、個別株主による検査権を排除することができる。

⑨ 責任

有限責任会社の株主は、会社の負債に対して個人的な責任を問われない。

取締役会は、会社が債権者に負っている負債、あるいは会社が滞納している納税義務に対して、そのすべての資産をもって連帯責任を負うか、あるいは個人として責任を負う。但し、その取締役が適正な時期に破産状態にあることを宣告していたか、かかる負債が本人の過失によるものでない場合には、その限りではない。取締役会が負うべき責任には、取締役任期中に生じた責任が含まれる。

商法によれば、会社設立者、取締役会、監査委員会メンバーは、違法行為に関しては、民事、刑事上の罰則規定に問われると定められている。

⑩ 解散

有限責任会社は以下のような場合に解散される:

- ・ 定款に定められた理由による解散
- ・ 株主総会で解散決議をした場合、あるいは国外に会社の登記を移転する決議をした場合、あるいは会社の主要機能を国外に移転する決議をした場合
- ・ 会社が破産宣告をした場合
- ・ 法律によるその他の理由の場合

(2) ジョイントストック会社(S. A.)について

ポーランドでは、ジョイントストック会社(注:日本の株式会社とは異なる部分も多いので便宜上この訳を用いる)は、1名あるいはそれ以上のメンバーによって設立することができる。一人株主の有限責任会社が、一人株主のジョイントストック会社の設立者となることはできない。但し、一人株

主のジョイントストック会社が、事後的に他の一人株主の有限責任会社を運営することは、法律で禁止されていない。

① 会社設立について

ジョイントストック会社の設立手続きは、有限責任会社のそれとほぼ同様である。但し、現物出資を行う場合には、一定の要件を充たすことが要求される。

② 法定資本金要件

ジョイントストック会社設立のための法定最低資本金は、50万ズオチである。一株あたりの額面価額は少なくとも0.01ズオチ(1グロシュ)とする。株式は、会社に関しては分割できず、等価でなければならない。又、記名株式でも無記名株式でも可能である。現物出資による株式発行の場合には、かかる現物出資は、会社登記後1年以内になされなければならない。現金による株式発行の場合には、会社登記前に少なくとも額面総額の25%が払い込まなければならない。同様に、現物出資のみ、あるいは現物出資と金銭出資を組み合わせた株式発行に際しては、会社登記前に少なくとも額面総額の25%が払い込まなければならない。株式が額面を超える価格で発行される場合には、額面を超える分に関しては、会社登記前に払い込まなければならない。ジョイントストック会社の株式は、必要な法的手続きを踏めば、証券取引所に上場することができる。

③ 準備金

潜在的な損失リスクに備えて、準備金の積み立てを行わなければならない。準備金は、法定資本金の三分の一の額に達するまで、年間利益の8%を積み立てるものとする。

④ 会社機関

ジョイントストック会社における会社機関は、株主総会、取締役会、および監査役会である。株主総会では、公証人による認証を受けた議事録が作成されなければならない。

⑤ 責任

ジョイントストック会社の株主は、会社の債務に対して個々の責任を問われない。

取締役は、会社が債権者に負っている負債、あるいは会社が滞納している納税義務に対して、そのすべての資産をもって連帯責任を負うか、あるいは個人として責任を負う。但し、取締役が適正な時期に破産状態にあることを宣告していたか、かかる負債が本人の過失によるものでない場合には、その限りではない。取締役が負うべき責任には、取締役任期中に生じた責任が含まれる。

商法によれば、会社設立者、取締役、監査委員会メンバーは、違法行為に関しては、民事、刑事上の罰則規定に問われると定められている。

⑥ 解散

ジョイントストック会社の解散は、有限責任会社と同様の理由並びに条件で行うことができる。

(3) 有限責任会社とジョイントストック会社の主な相違点

	有限責任会社	ジョイントストック会社
株主数・発起人数	1人あるいはそれ以上の株主。但し、有限責任会社は、別の一人株主の有限責任会社によっては設立できない。	1人あるいはそれ以上の発起人。但し、一人株主の有限責任会社は、ジョイントストック会社を設立することはできない。
法定最低資本金額	5万ズオチ	50万ズオチ
一株当たり最低額面	50ズオチ	0.01ズオチ(1グロシュ)

株式発行手段	金銭出資または現物出資。 設立資本金額は、全額会社登記前に払い込まねばならない。	金銭出資または現物出資。 現物出資の場合には、会社登記後、1年以内に全額払い込まねばならない。金銭出資の場合に会社登記前に25%を払い込まねばならない。金銭出資と現物出資を組み合わせた場合にも、会社登記前に25%を払い込まねばならない。株式が額面を超える価格で発行される場合には、名目額面を超える分に関しては、会社登記前に払い込まねばならない。
現物出資の場合の評価方法	評価報告書は必要なし。	発起人が、裁判所に登録された検査役による評価報告書を準備することが、会社登録手続きに盛り込まれている。
資本剰余金	会社定款により、株式保有数に応じた払込を株主に義務付けることができる。	資本剰余金の払込義務はない。
授權資本	法律では授權資本について何ら規定していない。	会社定款において、取締役会に3年以内に一定金額まで増資を行う権利を委任できる。
監査	株主には検査権がある。但し、設立資本金額が50万ズロチを超えず、かつ株主数が25名以下の場合には、監査役会、あるいは監査委員会の設置は行わなくてもよい。	株主には検査権がない。会社は、監査役会を設置しなくてはならない。

株主の退出	個別株主に対して重大な理由が認められる場合、裁判所は、その他全ての株主の合意のもとに株主除外の決定をすることができる。但し、その他全ての株主の保有株率が、発行済み株式総数の半数を超えていることが条件である。	法律では、株主退出の規定はないが、株の強制買収(スクイズ・アウト)の可能性はある。
責任	取締役は、会社が債権者に負っている負債、あるいは会社が滞納している納税義務に対して、そのすべての資産をもって連帯責任を負うか、あるいは個人として責任を負う。但し、その取締役が適正な時期に破産状態にあることを宣告していたか、かかる負債が本人の過失によるものでない場合には、その限りではない。取締役が負うべき責任には、取締役任期中に生じた責任が含まれる。	取締役は、会社が債権者に負っている負債、あるいは会社が滞納している納税義務に対して、そのすべての資産をもって連帯責任を負うか、あるいは個人として責任を負う。但し、その取締役が適正な時期に破産状態にあることを宣告していたか、かかる負債が本人の過失によるものでない場合には、その限りではない。取締役が負うべき責任には、取締役任期中に生じた責任が含まれる。

1.3. 支店および駐在員事務所

外国投資家は、以下の形態でもポーランドで事業を行うことができる:

- ・ 支店(Oddział)
- ・ 駐在員事務所(Przedstawicielstwo)

支店は、「本店名+ポーランド支店」の名称で登記できる。支店の活動は、その支店を設立した投資家(本店)の活動範囲内で行うことができる。

投資家は、支店における活動について、代表者を選任しなければならない。また、ポーランド支店は、独立した会計帳簿を作成しなければならない。尚、経済省は、法の定める条件に抵触する場合には、支店の経済活動を禁止することができる。

駐在員事務所は、宣伝・販促活動を行うことができるが、その他の事業活動を行うことはできない。駐在員事務所は、経済省の管轄下にある登記局において登記を行う必要があるが、法の定める条件に抵触する場合には、登記を拒否される可能性もある。

支店および駐在員事務所の設置は、行政当局からの許認可を必要としないが、登記局への登記は義務付けられている。

1.4. 登記手続き

ポーランド法では、会社は地方裁判所の登記局において登記が義務付けられている。登記内容は、公共の閲覧に供され、以下の項目が含まれる:

- ・ 会社の名称およびその形態、会社登録番号(REGON)、事業所住所および登記局住所
- ・ 取締役氏名、資本金の10%以上を出資する株主氏名、一人株主場合その氏名
- ・ 会社の発行済み株式の詳細
- ・ 取締役および監査委員会メンバーの個人情報
- ・ 会社の経済活動内容

登記内容については、会社の負債あるいは社会保険料、納税の滞納の事実が含まれる場合もある。会社は、登記後に業務を開始することができる。但し、有限責任事業組合、合資会社は登記前にその経済活動を開始することができる。会社の登記手続は、取締役会が行うことと定められている。

会社登記に含まれるあらゆるデータの変更は登記局に通知し、登記簿に変更がなされなければならない。登記内容変更手続きには、所定の公的申請書を用いる。登記局は、登記あるいは登記内容変更手続きの受理の可否について、14日以内に決定をしなければならない。但し、特別なケースでは、決定期日の延長可能性もある。

第二章 労働許可証とビザ

2.1. 労働許可証

EU以外の国籍を有する外国人は、ポーランドの労働許可証及び滞在許可証を取得するために、以下の手続きが必要となる:

(1) 当該業務の遂行に外国人が必要な点の確認

- 労働当局からの意見書を取得する(通常2週間)。
- 現地の新聞やインターネットを通じてを2週間欠員を公募する。
- 上記二種類の手続きは、当該外国人の業務を遂行できるポーランド人がいない点を確認することを目的としている。

(2) 仮労働許可証の取得

仮労働許可証の取得に要する期間は、書類の提出から約30日後。

(3) 就労ビザもしくは滞在許可証の取得

仮労働許可証の取得後、上記書類のどちらかの取得を行う。居住国のポーランド大使館(領事館)で取得できる。尚、ビサの有効期間は最大で1年間である。

(4) 正規労働許可証の取得

上記の書類をもとに正規労働許可証(有効期間は最大1年間)を取得する。取得に要する期間は、書類の提出から約30日後。

外国籍駐在員や出向者の就労を遅延なく開始するために、労働許可証の取得手続きは、ポーランドの正式入国日のおよそ2か月前から開始する必要がある。

ポーランドの入国管理法は、ポーランドで外国人が就労するには、就労前に必ず正規労働許可証の取得が必要であると規定している。

2.2. 滞在許可証(IDカード)

取得した就労ビザの有効期間以上にポーランドに滞在予定の外国人は、滞在許可証の申請が要請される。

滞在許可証は、居住地の所轄当局に就労ビザの期限が切れる45日前までに申請が必要。滞在許可証は、申請から約2か月後に発行される(滞在許可証の有効期間は2年未満)。

2.3. その他

他のEU諸国において労働許可証及び滞在許可証を取得している外国人はポーランドでの労働許可証の取得が免除される。

ポーランド人と婚姻関係にある外国人は、ポーランドにおいて労働許可証を取得する必要はない。同様の規定は、ポーランド人との婚姻関係に基づき発行された滞在許可証を持つ外国人に対しても適用される。

なお、滞在許可証については、上記のような労働許可証に適用される取得免除規定は存在しない。

第三章 投資助成制度

3.1. 投資助成制度概要

ポーランドには、諸規則に基づく投資助成制度がある。様々な形態、すなわち税額免除、金銭による助成金あるいはこれらの抱き合わせによる供与も可能であるが、いずれの方法にせよ、EU地域助成規則の上限枠を超えないことが求められる。EU地域助成の上限額は、新規投資促進助成の場合には投資額に対し、新規雇用促進助成の場合には新規雇用労働者の2年分の給与総額に対し、一定率を乗じたものと規定されている。もちろん、EU地域助成上限額を超えない範囲においては、新規投資促進助成および新規雇用促進助成を組み合わせることも可能である。この場合、助成金上限額の具体的な算定方法については、投資額あるいは新規雇用労働者の2年分の給与総額のうち、いずれか額が大きい方をベースに、下述の地域助成上限係数を掛け合わせて算定する。

ポーランドにおける各地域の助成金上限係数:

ワルシャワ、ポズナン	30%
グダンスク、ソポト、グディニア、ヴロツワフ、クラコフ	40%
上記以外の全地域	50%

なお、中小企業の場合には、上記の係数が、それぞれ15%ずつ引き上げられる。

更に、「大型投資プロジェクト」(5000万ユーロ相当以上の投資)の場合には、以下の算定式に従って助成金上限額が決まる:

大型投資プロジェクト適用助成金上限額 = $R \times (5000\text{万ユーロ} + 0.50B + 0.34C)$

- ・ R には、各地域の助成金上限係数を代入
- ・ B には、投資額全体のうち、5000万ユーロから1億ユーロまでに該当する部分の金額を代入
- ・ C には、投資額全体のうち、1億ユーロを超える部分に該当する金額を代入

3.2. 投資助成適用要件

地域助成金を受けるに当たっては、以下の諸条件を充たした投資を行うことが必要:

- ・ 助成の対象となった事業を、少なくとも5年間継続すること。
- ・ 新規雇用促進助成を受ける場合には、事業開始から少なくとも5年間新規雇用を維持すること。

上記のルールに従って、地域助成金を受ける際、投資額が1億ユーロを超えるケースでは、先述規定に従って得られる最大助成額を受ける場合、欧州委員会に通知する必要がある(通常、3750万ユーロ以上の助成金のケース)。投資プロジェクトが、欧州委員会の通知対象になった場合、同委員会が助成承認を行うまでは、助成金を受け取ることはできない。

以下のいずれかに当てはまる投資は、地域助成の対象外となる:

- ・ 助成額が、投資前の売上高の25%以上である場合、または、投資完了後における売上高の25%以上となると見込まれる場合。
- ・ 投資実施後の生産能力が、公表データから、当該製品市場規模の5%を超えることが明確である場合。但し、公表データから、当該製品の年間消費上昇率が、過去5年間にわたって、EEA(欧州経済領域:EU25か国+アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー)の平均GDP成長率よりも高いことが明らかな場合には、この条項の適用除外となる。

3.3. 投資助成制度の内容

地域助成					
No.	助成制度	供与条件	最大助成額	監督官庁	取得に要する手続き
1.	経済特区における利益を課税標準として	最低10万ユーロの投資を行う	助成額には、以下の上限が設定されている:	経済特区運営委員会	経済特区における経済活動許認可は以下のステップを取る:
	算定した法人税を免除する制度	っていること。	- 投資額の50%まで、あるいは、 - 新規雇用労働者の2年分の給与総額の50%まで(但し、クラクフ・テクノロジーパークでは、上記係数が40%に設定されている。中小企業の場合には、最大助成額が、15%引き上げられる)。		- 経済特区運営委員会から申請受理書入手 - 土地の入札又は交渉
	投資家が選定した用地が、既存の経済特区ではないにも関わらず、経済特区に組み入れられるケース(サブゾーン認定)。	4000万ユーロを上回る投資であるか、500名以上の新規雇用を創出すること。		経済省	経済特区の組み入れについては、既存の閣議決定の修正という形を採るが、その修正原案は、経済省が起草し、閣議へと提出する。

2.	固定資産税減免措置 - 特定の期間について、固定資産税の全額あるいは一部が免除される。	各市町村の条例により、細則が定められている。	各市町村の条例により、細則が定められている。	市町村議会 (Rada Gminy)	減免措置が受けられるのは、固定資産税の減免措置策を打ち出している市町村のみ。市町村ごとに定められている条件を充たせは、取得が可能だが、市町村に対して、申請書を提出する必要がある。
----	--	------------------------	------------------------	--------------------	---

雇用促進助成						
No.	助成制度	各制度の概要	最大助成額	最終的な享受者	雇用者側による義務	国家助成に含まれるか
1.	諸設備投資費用の補填制度	- 設備投資の補填 - 所管省庁(staro-sta)と雇用者との間で契約が必要。	金額は契約によって決定されるが、12643.10ズオチ、即ち平均賃金の5倍を超えない範囲とされている。	雇用者	正社員雇用契約を最低3年間結ぶこと。	はい
2.	賃金補填制度	- 労働市場において「特別な状況にある」失業者についてのみ申請できる。 - 補填対象となるのは、賃金、ボーナス、社会保障費負担の一部。 - 所管省庁(starost)と雇用者との	助成額は契約によって決定されるが、以下の金額を上限とする: - 正社員従業員 1名あたり約 615.84ズオチ(失業手当+補填賃金にかかる社会保障費負担)。 - 臨時雇用従業員 1名あたり約	雇用者	労働局から派遣された、労働市場において「特別な状況にある」失業者を正社員あるいは臨時雇用待遇で雇用すること。	はい

		の間で契約が必要。 - 補填の最長期間は、6か月間(毎月の場合)あるいは12か月間(2か月に一度の場合)。但し、失業者のカテゴリーによっては、12か月間あるいは18か月間の補填が受けられる。 - 雇用継続時における財政補填費の上乗せ措置	530.47 ズオチ(法定最低賃金の50%+補填賃金にかかる社会保障費負担)。 - 2か月に一度、補填が行われる場合は、正社員従業員1名あたり約1,060.94ズオチ(法定最低賃金+政補填賃金にかかる社会保障費負担)。 上記+事前に契約した金額について、補填賃金を上乗せ(但し、3,792.93ズオチを超えてはならない)。 即ち、雇用継続時には、平均賃金の1.5倍が財政から支払われることになる。		少なくとも6か月間にわたって補填賃金を受けた直後から更に少なくとも6か月間にわたってフルタイムでの雇用を継続すること。	
--	--	---	--	--	--	--

3.	職能実習に対する補助制度	- 職能実習とは、失業者が、雇用者と雇用契約を結ぶことなく、就労の場において特定の任務についての訓練を受けることにより、就労に有利になる何らかの具体的なスキルを身につけることを指す。 - 25歳以下(特定の場合には27歳以下)の失業者のみ申請できる。 - 補助期間は、最長で12か月間。	失業者は、所管省庁(starosta)より521.90ズオチの奨励金を受け取る。これは、失業手当と同額である。	失業者本人 雇用者には、職能実習あるいは職能訓練に伴う費用負担はない。	当該失業者に対して、コーチを指名すること。 契約で定められた職能実習あるいは職能訓練を実施すること。 当該失業者が獲得した資格および職能上のスキル、当該失業者が行った業務についての情報を含む意見書を作成すること。	入らない
4.	就労の場における職	- 就労の場における職能訓練(Vocational 能訓練に対する補助制度training at the workplace)とは、特定のポストにおける実務的な業務の遂行を通じて、新しい資格あるいは職能上のスキルを獲得することを指す。				

		- 労働市場において「特別な状況にある」失業者についてのみ申請できる。 - 補助期間は、最長で6か月間。				
5.	社会保障費負担の補助制度	- 一回限りの補助金。 - 所管省庁 (starosta) と雇用者との間で契約が必要。	金額は契約によって決定されるが、2,697.30ズオチ (法定最低賃金の3倍) を超えることはない。	雇用者	労働局から派遣された失業者を、最低12か月間にわたり、フルタイム待遇で雇用し、なおかつ、上記期間経過後も雇用を継続すること。	はい
6.	雇用者側のニーズに応じた失業者向け職能訓練に対する補助制度	所管省庁 (starosta) による失業者対象の研修の主催、資金援助	職能訓練費用の全額あるいはその一部が補助される。ただし、国家経済の平均賃金の2倍を超えることはできない。	職能訓練施設。雇用者には、職能訓練に伴う費用負担はなし。		入らない

7.	通勤費の補助制度	- 労働局からの派遣された失業者に関する交通費の補助措置。 - 補助期間は、最長で12 か月間。 - 対象者の賃金が1,798.20ズオチ(法定 最低賃金の2倍)を超えないことが条件。 - 雇用、就労の場合における職能訓練、職能実習のいずれのケースでも申請可能。		就労の場において職能訓練あるいは職能実習を受けている被雇用者、失業者	労働局から派遣を受けた失業者を雇用すること、あるいは、職能訓練・職能実習を付与すること。	入らない
8.	住宅手当の補助制度	- 労働局からの派遣された失業者に対する住宅手当の補助措置。 - 補助期間は、最長で12 か月間。 - 対象者の賃金が1,798.20ズオチ(法定 最低賃金の2倍)を超えないことが条件。 - 職場と自宅との間の往復通勤時間が3時間を越えることが条件。				

		- 雇用、就労の場 における職能訓 練、職能実習 の いずれのケース でも申請可能。				
9.	労働者 紹介サ ービス	雇用に当たっての 無料でのアドバイ ス及びその支援		雇用者 及び 失業者		入ら ない

1労働市場において、「特別な状況にある失業者」とは、(a) 25歳以下の失業者、(b) 長期失業者及び50歳以上の失業者、(c) 職能資格を有さない失業者、(d) 7歳未満の子供を扶養している片親の失業者、(e) 身体障害者である失業者をさす。

2補填額は、傷病保険負担費による。

第四章 税務

目次

4.1 法人に対する課税

4.2 個人に対する課税

4.3 付加価値税

4.4 ケーススタディー(日系企業が直面する実務上の諸問題)

4.1. 法人に対する課税

(1) 概要

- ・ ポーランドの低い法人税率(19%)は、多くの企業にとって重要な投資決定要因の一つに数えられている。この税率は2004年に導入され、2006年時点でも据え置かれている。また、諸外国(特にEU諸国)への配当払いには、源泉税が免除されているケースが少なくない(源泉税については後述参照)。
- ・ ポーランドには地方事業税はない。
- ・ 原則として事業年度は暦年であるが、連続する12か月の中から事業年度を任意に選択することができる。ただし、事業年度変更後の移行期間や事業開始年度においては、例外規定が設けられている。

(2) 内国法人の定義

法的な所在地もしくは意思決定機関をポーランド内に有している場合、原則として内国法人とみなされる。

(3) 支店の所得(恒久的施設に対する課税)

ポーランドの事業活動法によると、外国法人はポーランドにおいて一定の条件の下、支店や駐在員事務所の開設が認められている。原則として、支店は恒久的施設とみなされ、ポーランド国内の事業活動に帰属する所得に対して19%の法人税が課される(ただし、租税条約にもとづき、恒久的施設(PE)に該当しないことを立証できる場合には、当該支店収益はポーランド法人税の対象にはならず、非課税駐在員事務所となる)。

なお、支店は、法人同様、税務・会計上の目的で、会計帳簿の記録、保管が要請される。また、課税所得算定方法についても、後述のような法人と同様の規定が適用される。

(4) 課税所得の算定

① 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の陳腐化などの減損は、当該資産が売却もしくは処分されるまで税務上、認識されない。

税務上および会計上の棚卸資産の評価方法は、標準原価法、平均法、先入先出法、後入先出法である。

② キャピタルゲイン

ポーランドには、独立した形でのキャピタル・ゲイン課税はない。キャピタル・ゲインまたはロス、その他の課税所得(損失)と合算され、通常の法人税率で課税される。

また、原則として、株式及びその他証券の取得費用は、取得時には損金算入できない。但し、その後、売却する時には、損金処理できる。

③ 国内配当

ポーランド国内の子会社もしくは他のポーランド内国法人から得た配当所得は益金に含めない。但し、源泉税の対象となる(後述「源泉税」参照)。

④ 国外所得

ポーランドの内国法人は、租税条約に別段の定めがある場合を除き、原則として全世界所得に対して課税される。

(5) 損金の計上基準

① 減価償却費

減価償却には、原則として定額法が採用され、最小耐用年数は以下のとおり税法で規定されている:

建物	2.5%
中古建物	10%
機械装置	7%- 20%
自動車	20%
事務機器	14%
コンピューター	30%

但し、機械設備などの特定資産には定率法の適用が認められる。また、加速償却率が適用できる場合もある(コンピューターに60%など)。

② 欠損金

欠損金は、5年間にわたって繰り越すことができる。但し、一事業年度での最大相殺可能額は、各事業年度に発生した欠損金額の50%を限度とする。

③ 移転価格税制

関連企業間取引は、独立企業間原則に基づき行わなければならない。税務当局は、関連企業間で使われた移転価格が、同様の取引における独立企業間取引に適用されるものと異なっており、その違いによりポーランド納税者から別の主体(ポーランド居住者か否かにかかわらず)に利益移転が行われたとみなすことができる場合には、更正できる。

さらに、ポーランド法人税法には、移転価格に関する詳細な文書化規定が定められており、納税者が当局から資料提供を求められた場合、7日以内に提出しなければならない。

④ 過少資本税制

ポーランド法人税法には、特定の貸手から受けた融資等の支払利息に関する過少資本税制が規定されている。ここでいう「貸手」とは以下を指す:

- 借手の資本のうち最低25%を直接保有する株主、又は

- ・ 姉妹会社。但し親会社(または個人)が借手の株式の25%以上を保有し、かつ貸手の株式の25%以上を保有する場合。

上述の貸手(内国法人又は外国法人)から、ポーランドの借手が法人税法規定の3:1の負債比率を超えて借り入れを行う場合には、過少資本税制が適用され、超過分にかかる支払利息は損金算入できない。

⑤ 営業費用

当該事業年度中に収益をあげるために支出された費用については、原則として損金算入できるとされているが、以下を含む数十の項目が損金不算入項目に定められている:

- 未実現為替差損
- 未払利息
- 罰科金及び延滞利息

⑥ 支払利息

負債に対する支払利息は、原則として支払時に損金計上できる。しかし、固定資産および無形固定資産への投資にかかる支払利息は、原則として損金算入せずに、当該資産価額に含め、後に減価償却する。

⑦ その他

原則として、準備金、積立金は法人税法上控除対象にはならない。但し、貸倒引当金は、一定の条件を充たせば、損金処理できる。未払費用についても、一定の条件を充たせば控除できる。

(6) 連結納税制度

ポーランド法人税法には、連結納税規定があり、理論上は一定の条件を充たす企業グループに連結納税が認められる。

ただし、この条件が非常に厳格なため、連結納税を用いることのできる企業がほとんど存在しないのが実情である。

(7) 税務上の投資優遇措置

ポーランドの法律には、14の経済特区において投資優遇措置が設けられている。経済特区における税務上の投資優遇措置を受けるには、経済省から経済特区企業活動許可証を取得した上で、投資額や雇用等に関するその他の法的条件を充たすことが必要になる(詳細については第三章参照)。

尚、ほとんどの経済特区において、適格投資額の最大50%までの法人税が免除される。さらに「中小企業」と分類された企業については、投資額の最大65%までの法人税が免除される。

(8) 源泉税

ポーランド内国法人からの受取配当金には、原則として19%の源泉税が適用されるのみで、益金不算入。十分に課税所得がある場合、税額算定後、当該源泉税を税額控除できる。一方、税額が少なく、源泉税を全額相殺できない場合は、繰り越すことができる。

尚、ポーランド内国法人が外国法人から受け取る配当、利子、使用料は、原則として、益金算入される。また、他国において配当、利子、使用料に課される法人税額は、一定条件の下、ポーランドで外国税額控除の対象となる。

ポーランドの内国法人が、非居住者に支払う配当、利子および使用料等に対しては、国内法上、以下の源泉税率が定められている:

- 配当源泉税率: 19%
- 利子源泉税率: 20%
- 使用料源泉税率: 20%

尚、自己株式取得に伴う利益や会社清算利益を含めた、企業参加収益にかかる源泉税率も配当と同じく19%である。

但し、上記の税率は租税条約の適用により軽減される(日ポ租税条約上の軽減税率は、配当、利子、使用料ともに10%)。

さらに、EU居住者への配当、利子、使用料等の支払いについては、下述のように特別な規定が設けられている:

- EUの居住者(個人・内国法人)に支払われる配当は、連続して2年以上ポーランド企業の株式の20%以上を保有、など一定の条件を充たすと、ポーランド法人税法上、源泉税が免除される(同じく、自己株式の取得や清算に伴う利益についても、源泉税は免除される)。
- 連続して2年以上25%以上の株式保有など、一定条件の下、ポーランド内国法人がEU居住の関連企業に支払う利子や使用料にかかる源泉税は、将来完全撤廃される予定で、現在は移行期にある。本稿執筆時点では、利子、使用料にかかる源泉税率は10%である。また、2009年7月1日からさらに5%に下がり完全撤廃は2013年7月1日に予定されている。

(9) 事前確認制度

ポーランド税法では、特定の取引や状況に適用される税法解釈について、地方税務署に対し事前確認を要請することができる。当該制度上確認された見解は、税務調査官を含め、いかなる税務当局関係者に対しても効力をもつ(即ち、調査官は、事前確認の内容に対して更正を行うことはできない)。

尚、事前確認制度は、いかなる種類の税(法人税、個人所得税、付加価値税等)についても利用できるが、租税条約に関する事前確認だけは、地方当局ではなく、財務省の管轄となっている。

(10) 租税条約

ポーランドは、日本を含むほとんどの先進国と租税条約を結んでおり、合計で82か国と締結している。2006年1月1日には、オーストリア、スウェーデン(旧条約を更新)、アゼルバイジャン、アルメニアなどの国々と租税条約を新たに締結した。また、ニュージーランドについては、批准手続の完了を待っている段階である。

ポーランド居住者は、全世界所得について法人税を支払う義務があるが、当該法人税は国外で支払った法人税額により相応に軽減される(外国税額控除制度)。尚、同制度は、個人所得税法に基づき個人に対しても適用される。

(11) 税務申告及び納付

① 税務申告

年次法人税申告書は、事業年度終了日の翌日から3か月以内に税務署に提出しなければならない。また、月次予納法人税申告書は、毎月、翌月の20日までに提出しなければならない。

ただし、これまで数年にわたり課税所得を申告してきた企業は、月次法人税申告が免除され、半年に一度の簡易申告を選択することができる。

原則として、予納法人税の還付については、年次法人税申告日から3か月以内に行われる。

② 納付

年次法人税申告書提出期限までに、企業は申告書上の税額と予納合計額の差額を支払わなければならない。

尚、法人税法上、税金の支払いに関しては、銀行口座を通じて行うように規定されている。方法としては、1回目から11回目までの前払いは翌月の20日までに行い、最終の12回目の支払い時には、11回目の額の2倍を支払う必要がある。その結果、翌年度の最初の月の予納義務は発生しない。

上述の方法以外にも、一定の条件を充たせば、前年度の納税額(賦課決定額)の12分の1を毎月の予納額とすることもできる(簡便法)。

(12) その他の法人にかかる税金

① 民法取引税(TCLT)

法人税、個人税およびVAT以外に、企業にとって重要な法律は民法取引税(TCLT)である。これは一般に、VAT対象外の取引に適用される。例えば、増資はTCLTの対象で0.5%である。

② リサイクル製品税

特定の製品(IT設備や電池など)および特定種類の梱包が必要な製品を取り扱う企業は、法規定で定められている一定レベルのリサイクルまたは回収を行わなければならない。目標レベルのリサイクル・回収が達成できなければ、企業は年に一度の一種のリサイクル税を支払わなければならない(目標リサイクル・回収レベルと実際値の差をもって、課税標準とする)。

③ 固定資産税および土地税

固定資産税率は、法令で規定された限度内において、各地方自治体の裁量で決められている。2006年については、企業活動目的に用いられる土地に関して、1平米当たり0.68ズロチを上限とした税率が課される。同じく建物については、1平米当たり18.43ズロチを上限とした税率が課される。

4.2. 個人に対する課税

(1) 納税義務者

2003年1月1日に、外国人駐在員のポーランドにおける納税義務に関する規定が変更され、ポーランド滞在期間に応じて納税の有無を決定する以前の方法はもはや適用されなくなった。改正後は、ポーランドにおける納税義務は、ポーランドの民法及び国際租税法上、当該個人がポーランドを恒久的な居住地としているか否かによって判断される。したがって、原則として、主たる所得源泉や資産がポーランド国内にある個人は、ポーランド居住者とみなされるが、複数の国に資産をもつ場合は、事例毎の判断が必要となる。

ポーランドの居住者は、全世界所得に対してポーランド個人所得税を支払う義務がある。一方、非居住者の場合、ポーランド源泉所得のみがポーランド所得税の対象となる。

(2) 所得税額の算定

課税年度は暦年である。課税所得には給与、賞与、未消化の有給休暇や各種現物給与などが含まれる。

実務上、税務プランニングを行った上で、一律20%の所得税率を適用している非居住者は少なくない(但し、租税条約上に別段の定めがある場合はそれに準ずる)。この税率は、下記リストを含めた様々な収入源に適用できるが、雇用契約に基づく給与等には適用できない:

- 著作権、商標、特許などの知的財産権からの所得
- 技術移転に伴う所得
- 芸術、文学、科学、教育、ジャーナリズム、スポーツ等の活動から稼得した所得
- 国や地方政府、その他省庁等から委託された業務に対する報酬
- 役員報酬および監査役報酬
- マネージメント契約又はそれに類する役務提供契約に基づく報酬
- その他

譲渡益、投資所得並びに不動産の売却益については、原則として、当該資産の取得年度から5年以内に売却した場合は、10%の源泉分離課税が適用される(但し、例外規定あり)。

貸付金に対する利子所得については、19%の税率で課税される(金融機関など貸付を通常の業務範囲内で行う場合は、別規定あり)。

株式の売却および配当所得には、その他の所得に適用される累進課税ではなく、19%の税率で課税される。

(3) 税務申告及び納付

雇用者は従業員の所得税を毎月源泉徴収し、月次個人所得税申告書を提出する義務がある。提出期限は翌月20日までで、源泉徴収した所得税もその日までに支払わなければならない。

一方、納税者は所得証明書をもとに個人所得税申告書を作成し、原則として、所得年度の翌年の4月30日までに所轄税務署に提出する義務がある。源泉徴収額に不足分があれば、その日までに差額を支払わなければならない。また、夫婦は合算申告を選択しない限り、個別の申告が必要である。

(4) 税率

2006年度個人所得税累進課税率表

所得バンド(ズオチ)	所得税
37,024まで	19%マイナス530
37,025 - 74,048	6,504プラス37,024を超えた分に対し30%
74,049 超過分	17,612プラス74,048を超えた分に対し40%

個人事業主もしくは(パートナーシップ事業形態における)パートナーは、一定の条件を充たせば、一律19%の所得税率を選ぶことができる。

(5) 社会保障税

ポーランドの社会保障制度は年金、障害保険、医療保険、労災保険、失業保険からなる。2006年度の労使の社会保障負担は、以下のように定められている。

	雇用者負担(%)	従業員負担 (%)
年金	9.76(上限あり)	9.76 (上限あり)
障害保険	6.5(上限あり)	6.5(上限あり)
医療保険	なし	2.45
労災保険	0.97-3.86	なし
失業保険	2.45	なし
その他	0.15	なし
合計	19.83-22.72	18.71

2006年度の年金及び障害保険部分の保険料上限は73,560ズオチである。雇用者は、社会保障負担金を社会保障当局(ZUS)に毎月支払う義務がある。

従業員負担率については、給与総額のうち73,560ズオチまでは18.71%であり、これを超える部分については2.45%である(医療保険については上限なし)。また、社会保障税個人負担分は、個人所得税額算定上、控除対象となる。

尚、EU居住者はEU規則にもとづき、本国における社会保障税の支払いを証明するE101証明書を取得すれば、ポーランド社会保障税の支払いを免除される。

4.3. 付加価値税

(1) 概要

原則として、以下の活動についてVATが課され、標準税率は22%となっている:

- ・ ポーランド国内における商品・サービスの提供、
- ・ EU域外への商品の輸出、
- ・ EU域外からの商品の輸入、
- ・ 商品のEU域内取得、
- ・ 商品のEU域内供給。

標準税率は22%で、原則として、下記一部例外を除き、すべての商品およびサービスに課される:

- ・ 医薬品や乗客輸送サービス等については、7%税率適用。
- ・ 一部農作物の供給については、3%税率を適用。
- ・ EU域外への物品の輸出等については、0%税率(免税)適用。
- ・ 金融、保険サービス、教育サービス等は、VAT法上非課税。

原則として、VAT納税者は購入商品またはサービスの請求書を受け取った時点で、仕入VATを売上VATから控除することができる。但し、VAT納税者の課税対象活動に関係ない購入・仕入については、当該仕入VATを控除することができない。また、仕入VATが売上VATを上回る場合、直接還付請求ができる。

納税者の前年度総売上高が1万ユーロ相当額のズオチを超えない場合には、VAT登録義務はない。尚、ここでいう「ユーロ相当額」とは、前年度の1月の最初の営業日における為替レートを用いて換算する(2006年度の場合、39200ズオチ以下の場合、VAT登録義務はない)。

(2) 申告

原則として、VATは毎月の申告が必要であり、VAT申告書を翌月の25日までに提出しなければならない。但し、新VAT法上規定の「小規模納税者」には例外規定が適用され、四半期毎の申告が容認される(四半期終了日の翌月の25日までにVAT申告書を提出すればよい)。また商品の域内取得もしくは域内供給を行う納税者は、当該取引を記載した追加VAT申告書を四半期毎に提出しなければならない。

(3) 外国法人によるVAT登録

EU域外の納税者はポーランド国内に支店などの恒久的施設を置かなくても、VAT納税代理人を置くことでVAT登録ができる。

ポーランドでVAT登録申請書(書式NIP2、VAT-R及びVAT-R/UE)と共に原則として以下の書類を所轄当局へ提出する必要がある:

- 会社定款
- 商業登記簿抄本
- 銀行口座証明書
- VAT帳簿の保管場所に関する情報
- VAT対象取引を証明する契約書

尚、上述の書類はポーランド語に法定翻訳される必要がある。

4.4. ケーススタディー(日系企業が直面する実務上の諸問題)

(1) 経済特区における事例1: 外貨建てで作成された投資計画

• 事例:

ある日本企業は、ポーランド経済特区法では、原則として投資額はズオチ建てで算定しなければならないとの規定を知らずに、本社への稟議申請用に投資計画を日本円建てで作成した。

• 問題点:

投資額の算定に採用した通貨の対ズオチ為替レートが変動した場合、ズオチ建てで計算された投資額は、当初経済特区と合意した投資額に達しなくなり、本社に対し追加予算を申請せざるを得なくなる可能性がある。

- 対応策:

経済特区当局に対するズオチ建て申請額は、為替変動リスクを考慮し、予め少しだけ低めに報告を行っておくことこのようリスクを回避できよう。

(2) 経済特区における事例2: 経済特区に申請する活動内容

- 事例:

ある日本企業は、経済特区に活動内容として、製品1の製造を申請していたが、数年後、市場動向が予想外に変動した事もあり、新たに製品2の製造を開始した。

- 問題点:

原則として、製品1の製造・販売に帰属する所得のみ、優遇措置(法人税免除)の対象となり、製品2に帰属する部分は対象外となる。

- 対応策:

活動内容の変更があった場合、経済特区に対し、できるだけ速やかに報告することが重要。

(3) 経済特区における事例3: 経済特区における現物出資

- 事例:

ある日本企業は、製造に用いる機械装置の一部を親会社からの現物出資形態で調達した。

- 問題点:

原則として、現物出資部分は、経済特区法における投資額とはみなされず、投資優遇措置の対象とはならない。

- 対応策:

現物出資形態をとらずに、親会社は子会社に対し金銭出資を行い、子会

社はその資金で、親会社から機械装置を購入することで、助成金対象額を減額されることを防止することができる。

(4) 事前確認制度利用における事例: 税法の解釈

- 事例:

ある日本企業は、ある取引の税法解釈に関し、税務当局に対して事前確認を行った。その際、企業サイドでは十分な関連文書を提出しなかった。

- 問題点:

税務当局は、企業の主張を立証する文書が不十分だとして、否定的な見解を表明した。

- 対応策:

税務当局に対して事前確認を行う場合、主張を十分に立証できる文書を提出する必要がある。それには、経験豊富な専門家に事前に相談することが望ましい。

(5) 修正申告時における事例: 税務署への提出書類の重要性

- 事例:

ある日本企業は、修正申告を行い税金の追加納付を行ったが、遅延利息等の罰課金を回避するための嘆願書を提出しなかった(悪質な意図のない単純な申告漏れである点を説明する文書)。

- 問題点:

税務当局は、企業の責任者に対して、悪質な仮装もしくは隠蔽があったとみなし、刑事罰を課した。

- 対応策:

企業の責任者は、税務当局とのやり取りに際しては、状況に応じて追加文書の必要性など、常に細心の注意を払う必要がある。

(6) 文書化の必要性

- 事例:

ある日本企業は、従業員の福利厚生目的で社員パーティーを開催した。

- 問題点:

税務当局は文書不十分により、当該福利厚生費を損金否認した。

- 対応策:

従業員の福利厚生目的の社内行事にかかる費用は、原則として、損金算入することができない。しかし、当該パーティーは、企業の事業に有益な目的で行われた旨を明記した書類を専門家のアドバイスを基に作成すれば、損金処理を容認してもらうことも可能性としては否定できない。

第五章 会計及び監査

目次

5.1 監査制度

5.2 会計制度

5.3 財務諸表の様式と内容

5.4 主なポーランド会計基準の内容

5.5 製造業が投資初期段階において直面する会計上の懸案事項

5.6 ポーランド法定財務諸表

5.7 国際財務報告基準(IFRS)とポーランド会計法との比較一覧表

5.1 監査制度

(1) 監査制度概要

日系企業がポーランドにおいてビジネスを行う際に求められる会計監査は、通常以下の二つである：

- 法定監査: ポーランド会計法の規定に基づき、後述する一定基準を充たした企業に対し要請される会計監査であり、法定財務諸表が監査対象となる。
- 連結監査: 親会社の連結決算の一環としての子会社監査を意味しており、通常は親会社より送られる所定の報告様式(連結パッケージ)が監査対象となる。日本の親会社が上場企業である場合には、上記法定監査と併せて求められる可能性が高い。

なお、現状日本企業の連結決算上、現地会計基準に基づき作成された決算書類を基に連結を行うことが容認されているが、2008年4月1日以降始まる会計年度においては、原則として在外子会社の会計基準を日本基準もしくはIFRS等に統一することが要請される。本件は、本稿執筆時点において、実務指針策定段階にあり、今後の動向に留意を要する。

(2) 会計基準

ポーランド会計法は、過去2回(1994年及び2002年)にわたり大幅な改定が行われ、現在は国際財務報告基準(IFRS)に概ね準拠した内容となっている。但し、会計法を補足する各種実務指針が未だに充実していない状況にあり、会計法上に明確な規定のない項目については、実務上、国際財務報告基準(IFRS)を準用することが多い(ポーランド会計基準及び国際財務報告基準との差異一覧については本章第7項参照)。

法定財務諸表に関し監査が要請される企業は以下の通り：

- 銀行、保険会社、年金運用会社、投資会社
- 上場会社
- ジョイントストック会社

- 上記以外の企業で、過年度に関して以下の基準のうち少なくとも2つを充たす場合:

- (1) 期中の平均従業員数が50人を越える場合
- (2) 期末時点の総資産額が250万ユーロを越える場合
- (3) 完成品の売上高と金融収益の合計が500万ユーロを超える場合

通常、国際事業展開をしている在ポーランド企業の多くは、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を作成する傾向にある。また、2005年1月1日より、EU内で株式または債券を上場する企業は、国際財務報告基準(IFRS)に基づく連結財務諸表を作成することが義務づけられている。

(3) 監査報告書

ポーランド会計法では、財務諸表が企業の財政状態と経営成績について真実かつ公正なる概観を示しているかについて意見書を作成することが、監査の目的と規定されている。監査意見により財務諸表が会計法に準拠して作成されていること、並びに事業報告書の情報が財務諸表の内容と矛盾していないことも確認される。

最高経営責任者は会計年度末から3か月もしくは企業の定款に定められた日のいずれか早い日までに財務諸表を所轄当局に提出する必要がある。また監査済み財務諸表は、定時株主総会の遅くとも15日前には株主のもとに届けられなければならない。

なお、監査基準は発展段階にあるため、規定されていない項目については国際監査基準に準拠する必要がある。

5.2. 会計制度

ポーランドにおける会計原則は、会計法に定められている(ポーランド会計法はEU第四指令に準拠)。

ポーランド会計法の内容は、概ね、国際財務報告基準に準拠しているといえるが、差異も存在する。ポーランドにおいて明確な規定がない場合

は、国際財務報告基準を準用することはできるが、原則として、国際財務報告基準委員会解釈の適用は義務づけられていない(詳細は、本章第7項の比較一覧表参照)。

継続企業の公準、発生主義の原則、継続性の原則、保守主義の原則などの会計原則はポーランド会計法に導入されている。

5.3. 財務諸表の様式と内容

(1) 財務諸表と報告様式

会計法には、法令を遵守した財務諸表を作成することは経営者の責任と定められている(違反の場合、最長2年の禁固刑、罰金刑、もしくはその両方を含む刑事罰の対象となる)。

以下の書類を株主総会における承認日から15日以内もしくは会計年度末から9か月以内のいずれかの早い日までに商業裁判所に提出しなければならない:

- 年次財務諸表
- 監査報告書(法定監査が必要な場合)
- 財務諸表並びに利益処分計算書が承認された株主総会の議事録
- 事業報告書

定時株主総会は、会計年度末から6か月以内に開催されなければならない。

また、簡略財務諸表、連結財務諸表並びに監査報告書はポーランド官報に公示されなければならない。

(2) 財務諸表と事業報告書の内容

年次財務諸表には、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、資本の増減明細並びに注記が含まれる。また、過年度の比較数値の開示も要請される。尚、財務諸表はポーランド語及びズオチで作成されなければならない。

企業の年次財務諸表に添付する事業報告書には、以下の項目を含める必要がある:

- 株主総会までに発生した重要な後発事象
- 今後の経営計画
- 研究開発の詳細とその費用詳細
- 現在の財務状況と今後の成長見通し
- 投資有価証券の購入についての明細
- 支店の概要
- 金融商品とリスク管理
- 自己株式の取得

また、注記事項に記載される主な項目は以下の通りである:

- リスク管理方針について
- 金融資産・負債についての追加情報
- 利益処分の方法
- その他

5.4. 主なポーランド会計基準の内容

(1) 費用と収益

会計法では、費用と収益は発生主義の原則にもとづいて認識される。

なお、ポーランドにおいては、製造業に対する製造原価報告書の作成は義務づけられていない。ちなみに、費用の表示方式は機能別表示法と発生源泉別表示法の二つが認められている。

外貨建金銭債権債務は、期末の中央銀行平均レートを用いてズオチに換算する必要がある。為替差損益については財務収益・費用として認識する。

(2) 資本勘定

資本金及び準備金は、種類別に開示される。

(3) 投資勘定

投資用資産については、当初は取得原価もしくは建設原価により計上する。その後は、残存簿価(永続的な減損がある場合は、当該評価損を反映後のもの)、もしくは公正価値により評価される。公正価値算定により、評価損が発生した場合は、当該評価損を損益計算書上に反映させる。一方評価益については、再評価準備金として資本勘定に計上のうえ、将来評価損が発生した場合には取崩処理を行う。また、過去に評価減の対象となった価値相当分が再評価により事後的に再び評価益を計上する場合、当該評価益は損益計算書に反映される。

関係会社(子会社・関連会社)株式については、固定資産として簿価(永続的な減損がある場合には、当該評価損を反映後のもの)、もしくは公正価値、あるいは持分額で評価される。

金融資産については、当初は公正価値により認識され、その後の評価は金融資産の形態により異なる:

- ・ トレーディング目的の金融資産:公正価値
- ・ 長期保有目的の金融資産:償却後簿価
- ・ 金銭債権債務:引当金控除後簿価
- ・ 売却可能な金融資産:公正価値

(4) 棚卸資産

原則として、低価法(取得原価もしくは製造原価と正味実現可能価額のうち低い方)で評価する。

原材料並びに完成品の評価方法としては、以下が認められている:

- ・ 標準原価法
- ・ 移動平均法
- ・ 先入先出法
- ・ 後入先出法

(5) 有形固定資産

土地、建物、工場、機械装置等の固定資産は取得原価で表示される(尚、土地は減価償却しないが、永続的な減損が生じた場合は、再評価を行う)。

減価償却期間並びに減価償却累計額は個別に開示され、資産の帳簿価額は財務諸表に表示される。

減価償却方法としては、通常、定額法が用いられるが、その他の方法が妥当であれば容認される。

資産の継続使用が困難になった場合もしくは経済的価値が著しく下落した場合は、正味実現可能価額まで評価減しなければならない。

以下の税務上の耐用年数は会計上も用いられることが多い:

建物	2.5%
中古建物	10%
機械装置	7%– 20%
自動車	20%
事務機器	14%
コンピューター	30%

(6) 無形固定資産

ポーランドの会計法上、無形固定資産に該当する項目は以下の通り:

- 特許権、ライセンス、商標などの知的財産権取得に要した費用
- 営業権
- ソフトウェア
- 特定の開発費

営業権は、取得価額(買収額)と当該取得資産(企業)の時価の差額として認識される。また、営業権は原則として5年以内に償却されるが、合理的な

理由があれば最長20年まで償却期間を延長することができる。なお、償却期間に関する情報は、注記上に開示される。また、営業権の償却額は定額法により計算され、営業費用として計上される。

(7) 負債

金融債務(トレーディング及びデリバティブを除く)については、当初公正価値により認識し、その後減価償却する。一方トレーディング及びデリバティブ関連の金融債務は、当初認識及びその後の評価についても、公正価値(時価)により認識される。

一定の要件を充たす場合、会計上引当金を設定することが要請される。当該引当金には、製品保証引当金、リストラ引当金、従業員退職給付引当金等が該当する。

(8) 税効果会計

ポーランド会計法によると、特定項目について税法に基づく処理と会計処理の間に一時的な差異が生じる場合、企業は繰延税金負債(資産)を認識しなければならない。当該差異は、会計上、発生主義にもとづき損益計算書に計上される。

尚、外部監査人による監査を要する企業においては、原則として、繰延税金負債・資産の計上は義務づけられている。

5.5. 日系製造業が投資初期段階において直面する会計上の懸案事項

(1) 創業費用の処理

会社設立にかかる諸費用や設立後操業開始までに発生する費用は、原則として費用処理する。つまり、日本で認められるような繰延資産計上を行い、一定期間にわたる償却処理は、原則として認められていない。

但し、下述のように、固定資産の取得原価に算入可能な費用について

は、資産計上のうえ、耐用年数にわたり減価償却する。

(2) 固定資産の取得原価

会社設立後、機械等の設備を納入する場合、固定資産の取得原価の算入範囲が問題となる。ポーランド会計法規定の固定資産の取得原価に通常含まれる費用の例としては、以下が挙げられよう：

- ・ 購入価額(値引等があった場合には最終価額)
- ・ 関税及び還付不能な税金
- ・ 資産を実際に利用可能な状態にするために必要な費用(運送費、セッアップ費用等)

尚、固定資産が利用可能な状態となってから、実際の販売活動を行うまでに発生した費用(例: テストラン費用、スタッフトレーニング費用等)は、原則として費用処理する。

また、固定資産取得のために発生した借入費用(利息部分及び為替差額等)は、ポーランド会計法上、取得原価への算入が要請される。本件は、借入費用の原価算入が任意となっている国際財務報告基準とは異なる点に留意されたい。

(3) 棚卸資産の取得原価の算入範囲

ポーランド会計法において棚卸資産の取得原価に含まれる費用の範囲は、国際財務報告基準(IFRS)とほぼ同じ内容となっている。具体的には以下の通り：

- ・ 購入原価(製造原価)
- ・ 関税・その他還付不能な税金
- ・ 運送費等の直接仕入諸掛

5.6. ポーランド法定財務諸表

(1) 貸借対照表

	ポーランド語	英語	日本語
	Aktywa	Assets	資産の部
A	Aktywa trwałe	Non-current assets	固定資産
I	Wartości niematerialne i prawne	Intangible assets	無形固定資産
1	Koszty zakończonych prac rozwojowych	Completed development costs	研究開発費
2	Wartość firmy	Goodwill	営業権
3	Inne wartości niematerialne i prawne	Other intangible assets	その他の無形固定資産
4	Zaliczki na wartości niematerialne i prawne	Prepayments for intangible assets	無形固定資産に関する前払金
II	Rzeczowe aktywa trwałe	Tangible fixed assets	有形固定資産(不動産・工場・機械装置など)
1	Środki trwałe	Fixed assets	有形固定資産
a)	grunty (w tym prawo użytkowania wieczystego gruntu)	land (including rights to perpetual usufruct of land)	土地(永続的使用権を含む)
b)	budynki, lokale i obiekty inżynierii lądowej i wodnej	buildings, apartments, offices, civil and marine engineering objects	建物・事務所・アパート等
c)	urządzenia techniczne i maszyny	plant and machinery	工場・機械等
d)	środki transportu	vehicles	車両等
e)	inne środki trwałe	other	その他
2	Środki trwałe w budowie	Fixed assets under construction	建設仮勘定
3	Zaliczki na środki trwałe w budowie	Prepayments for tangible fixed assets under construction	建設中の有形固定資産への前払金

III	Należności długoterminowe	Long-term receivables	長期金銭債権
1	Od jednostek powiązanych	From related entities	関係会社債権
2	Od pozostałych jednostek	From other entities	その他の会社債権
IV	Inwestycje długoterminowe	Long-term investments	長期投資
1	Nieruchomości	Investment properties	投資不動産
2	Wartości niematerialne i prawne	Investment intangible assets	投資無形固定資産
3	Długoterminowe aktywa finansowe	Long-term financial assets	長期金融資産
a)	w jednostkach powiązanych - udziały lub akcje - inne papiery wartościowe - udzielone pożyczki - inne długoterminowe aktywa finansowe	in related entities - shares - other securities - loans granted - other long-term financial assets	関係会社 - 株式 - その他の有価証券 - 貸付金 - その他の金融資産
b)	w pozostałych jednostkach - udziały lub akcje - inne papiery wartościowe - udzielone pożyczki - inne długoterminowe aktywa finansowe	in other entities - shares - other securities - loans granted - other long-term financial assets	その他の会社 - 株式 - その他の有価証券 - 貸付金 - その他の金融資産
4	Inne inwestycje długoterminowe	Other long-term investments	その他の長期投資
V	Długoterminowe rozliczenia międzyokresowe	Long-term prepayments and deferred costs	長期前払金ならびに繰延費用

1	Aktywa z tytułu odroczonego podatku dochodowego	Deferred tax assets	繰延税金資産
2	Inne rozliczenia międzyokresowe	Other prepayments and deferred costs	その他
B	Aktywa obrotowe	Current assets	流動資産
I	Zapasy	Inventories	棚卸資産
1	Materiały	Materials	原材料
2	Półprodukty i produkty w toku	Semi-finished goods and work in progress	仕掛品
3	Produkty gotowe	Finished goods	製品
4	Towary	Goods for resale	再販売商品
5	Zaliczki na dostawy	Prepayments for inventories	棚卸資産取得に関する前払金
II	Należności krótkoterminowe	Short-term receivables	短期金銭債権
1	Należności od jednostek powiązanych	From related entities	関係会社債権
a)	z tytułu dostaw i usług, o okresie spłaty: - do 12 miesięcy - powyżej 12 miesięcy	trade receivables, due: - within 12 months - after 12 months	売掛金 - 12か月未満 - 12か月以上
b)	inne	Other	その他
2	Należności od pozostałych jednostek	From other entities	その他の会社債権
a)	z tytułu dostaw i usług, o okresie spłaty: - do 12 miesięcy - powyżej 12 miesięcy	trade receivables, due: - within 12 months - after 12 months	売掛金 - 12か月未満 - 12か月以上
b)	z tytułu podatków, dotacji, ceł, ubezpieczeń społecznych i zdrowotnych oraz innych świadczeń	taxation, state subsidies, customs duty, social and health insurance and other benefits receivable	税金・助成金・関税・社会保障税関連の未収金

c)	inne	other	その他
d)	dochodzone na drodze sądowej	receivables in court	係争中の債権
III	Inwestycje krótkoterminowe	Short-term investments	短期投資
1	Krótkoterminowe aktywa finansowe	Short-term financial assets	短期金融資産
a)	w jednostkach powiązanych - udziały lub akcje - inne papiery wartościowe - udzielone pożyczki - inne krótkoterminowe aktywa finansowe	in related entities - shares - other securities - loans granted - other short-term financial assets	関係会社 - 株式 - その他の有価証券 - 貸付金 - その他
b)	w pozostałych jednostkach - udziały lub akcje - inne papiery wartościowe - udzielone pożyczki - inne krótkoterminowe aktywa finansowe	in other entities - shares - other securities - loans granted - other short-term financial assets	その他の会社 - 株式 - その他の有価証券 - 貸付金 - その他
c)	środki pieniężne i inne aktywa pieniężne	cash, cash equivalents and other monetary assets - cash at hand and in bank - cash equivalents - other monetary assets	現金・現金等価物やその他の金融資産
2	Inne inwestycje krótkoterminowe	Other short-term investments	その他の短期投資
IV	Krótkoterminowe rozliczenia międzyokresowe	Short-term prepayments and deferred costs	前払金・繰延費用など
	Aktywa razem	Total assets	資産の部合計

	Pasywa	Equity and liabilities	資本及び負債の部
A	Kapitał (fundusz) własny	Equity (capital and reserves)	資本
I	Kapitał (fundusz) podstawowy	Share capital	資本金
II	Należne wpłaty na kapitał podstawowy (wielkość ujemna)	Share capital not paid up (negative amount)	未払込資本金
III	Udziały (akcje) własne (wielkość ujemna)	Treasury shares (negative amount)	自己株式
IV	Kapitał (fundusz) zapasowy	Supplementary capital	資本剰余金
V	Kapitał (fundusz) z aktualizacji wyceny	Revaluation reserve	再評価剰余金
VI	Pozostałe kapitały (fundusze) rezerwowe	Other reserves	その他の剰余金
VII	Zysk (strata) z lat ubiegłych	Retained earnings/ (accumulated losses)	繰越利益
VIII	Zysk (strata) netto	Net profit/(loss) for the year	当期純利益(当期純損失)
IX	Odpisy z zysku netto w ciągu roku obrotowego (wielkość ujemna)	Appropriation of net profit during the financial year (negative amount)	利益処分
B	Zobowiązania i rezerwy na zobowiązania	Liabilities and provisions for liabilities	負債及び引当金
I	Rezerwy na zobowiązania	Provisions for liabilities	負債性引当金
1	Rezerwa z tytułu odroczonego podatku dochodowego	Deferred tax provision	繰延税金負債
2	Rezerwa na świadczenia emerytalne i podobne - długoterminowa - krótkoterminowa	Provision for pensions and similar benefits - long-term - short-term	退職給与引当金等 - 長期 - 短期

3	Pozostałe rezerwy - długoterminowe - krótkoterminowe	Other provisions - long-term - short-term	その他の引当金 - 長期 - 短期
II	Zobowiązania długoterminowe	Long-term liabilities	長期負債
1	Wobec jednostek powiązanych	To related entities	関係会社に対する負債
2	Wobec pozostałych jednostek	To other entities	その他の会社に対する 負債
a)	kredyty i pożyczki	loans and borrowings	借入金等
b)	z tytułu emisji dłużnych papierów wartościowych	debt securities	社債
c)	inne zobowiązania finansowe	other financial liabilities	その他の負債
d)	inne	other	その他
III	Zobowiązania krótkoterminowe	Short-term liabilities	流動負債
1	Wobec jednostek powiązanych	To related entities	関係会社に対する負債
a)	z tytułu dostaw i usług, o okresie wymagalności: - do 12 miesięcy - powyżej 12 miesięcy	trade payables, due: - within 12 months - after 12 months	買掛金 - 12か月未満 - 12か月以上
b)	inne	other	その他
2	Wobec pozostałych jednostek	To other entities	その他の会社に対する 負債
a)	kredyty i pożyczki	loans and borrowings	借入金等
b)	z tytułu emisji dłużnych papierów wartościowych	debt securities	社債
c)	inne zobowiązania finansowe	other financial liabilities	その他の負債

d)	z tytułu dostaw i usług, o okresie wymagalności: - do 12 miesięcy - powyżej 12 miesięcy	trade payables, due: - within 12 months - after 12 months	買掛金 - 12か月未満 - 12か月以上
e)	zaliczki otrzymane na dostawy	payments received on account	前受金
f)	zobowiązania wekslowe	bills of exchange payable	為替手形
g)	z tytułu podatków, ceł, ubezpieczeń i innych świadczeń	taxation, customs duty, social insurance and simi- lar charges payable	税金・関税・社会保障税 などに関する債務
h)	z tytułu wynagrodzeń	wages and salaries payable	未払賃金
i)	inne	other	その他
3	Fundusze specjalne	Special funds	特別基金
IV	Rozliczenia międzyokresowe	Accruals and deferred income	未払費用・前受収益
1	Ujemna wartość firmy	Negative goodwill	負の暖簾
2	Inne rozliczenia międzyokresowe - długoterminowe - krótkoterminowe	Other accruals and defer- red income - long-term - short-term	その他の未払費用・前 受収益 - 長期 - 短期
	Pasywa razem	Total liabilities and equity	資本並びに負債の部合計

(2) 損益計算書

	ポーランド語	英語	日本語
A	Przychody netto ze sprzedaży produktów, towarów i materiałów, w tym: - od jednostek powiązanych	Net sales of finished go- ods, goods for resale, and materials, including: - to related entities	売上高

I.	Przychody netto ze sprzedaży produktów	Net sales of finished goods	製品売上高
II	Przychody netto ze sprzedaży towarów i materiałów	Net sales of goods for resale and materials	再販売商品・原材料売上高
B	Koszty sprzedanych produktów, towarów i materiałów, w tym: - jednostkom powiązanym	Cost of sales of finished goods, goods for resale, and materials, including: - to related entities	売上原価
I	Koszt wytworzenia sprzedanych produktów	Cost of sales of finished goods	製品売上原価
II	Wartość sprzedanych towarów i materiałów	Cost of sales of goods for resale and materials	再販売商品・原材料売上原価
C	Zysk (strata) brutto ze sprzedaży (A-B)	Gross profit/(loss) (A-B)	売上総利益
D	Koszty sprzedaży	Selling costs	販売費
E	Koszty ogólnego zarządu	Administrative expenses	一般管理費
F	Zysk (strata) ze sprzedaży (C-D-E)	Profit/(loss) on sales (C-D-E)	営業利益
G	Pozostałe przychody operacyjne	Other operating income	その他営業収益
I	Zysk ze zbycia niefinansowych aktywów trwałych	Gains on disposal of non-financial non-current assets	有形固定資産売却益
II	Dotacje	Subsidies	補助金受贈益
III	Inne przychody operacyjne	Other	その他
H	Pozostałe koszty operacyjne	Other operating expenses	その他営業費用
I	Strata ze zbycia niefinansowych aktywów trwałych	Losses on disposal of non-financial non-current assets	有形固定資産売却損

II	Aktualizacja wartości aktywów niefinansowych	Impairment (remeasurement) of non-financial assets	有形固定資産評価損
III	Inne koszty operacyjne	Other	その他
I	Zysk (strata) z działalności operacyjnej (F+G-H)	Net operating profit/(loss) (F+G-H)	経常利益(財務損益を除く)
J	Przychody finansowe	Financial income	財務収益
I	Dywidendy i udziały w zyskach, w tym: - od jednostek powiązanych	Dividends and participation in profits, including: - from related entities	受取配当金
II	Odsetki, w tym: - od jednostek powiązanych	Interest income, including: - from related entities	受取利息
III	Zysk ze zbycia inwestycji	Gains on disposal of investments	投資有価証券売却益
IV	Aktualizacja wartości inwestycji	Gain on remeasurement of investments	投資有価証券評価益
V	Inne	Other	その他
K	Koszty finansowe	Financial costs	財務費用
I	Odsetki, w tym: - dla jednostek powiązanych	Interest expense, including: - to related entities	支払利息
II	Strata ze zbycia inwestycji	Losses on disposal of investments	投資有価証券売却損
III	Aktualizacja wartości inwestycji	Losses on remeasurement and impairment of investments	投資有価証券評価損
IV	Inne	Other	その他
L	Zysk (strata) z działalności gospodarczej (I+J-K)	Profit/(loss) on ordinary activities before tax (I+J-K)	経常利益(財務損益を含む)
M	Wynik zdarzeń nadzwyczajnych (M.I. - M.II.)	Net extraordinary gains/(losses) (M.I. - M.II.)	特別損益

I	Zyski nadzwyczajne	Extraordinary gains	特別利益
II	Straty nadzwyczajne	Extraordinary losses	特別損失
N	Zysk (strata) brutto (L+/-M)	Profit/(loss) before tax (L+/-M)	税引前利益
O	Podatek dochodowy	Income tax expense	法人税
P	Pozostałe obowiązkowe zmniejszenia zysku (zwiększenia straty)	Other mandatory profit reductions/(loss increases)	その他利益調整額
R	Zysk (strata) netto (N-O-P)	Net profit/(loss) for the year (N-O-P)	税引後利益

(3) キャッシュフロー計算書(直接法)

	ポーランド語	英語	日本語
A	Przepływy środków pieniężnych z działalności operacyjnej	Cash flows from opera- ting activities	営業活動によるキャッ シュフロー
I	Wpływy	Cash inflows	現金収入
1	Sprzedaż	Sales	営業収入
2	Inne wpływy z działalności operacyjnej	Other cash inflows from operating activities	その他の営業活動による 現金収入
II	Wydatki	Cash outflows	現金支出
1	Dostawy i usługi	Purchases of goods and services	仕入支出
2	Wynagrodzenia netto	Wages and salaries, net	給与の支払い
3	Ubezpieczenia społeczne i zdrowotne oraz inne świadczenia	Social security, medical insurance and similar charges	社会保障税等の支払い
4	Podatki i opłaty o charak- terze publicznoprawnym	Taxes and fees paid to the State or local authorities	税金等の支払い
5	Inne wydatki operacyjne	Other operating outflows	その他の営業活動による 現金支出

III	Przepływy pieniężne netto z działalności operacyjnej (I-II)	Net cash from operating activities (I-II)	営業活動によるキャッシュフロー
B	Przepływy środków pieniężnych z działalności inwestycyjnej	Cash flows from investing activities	投資活動によるキャッシュフロー
I	Wpływy	Cash inflows	現金収入
1	Zbycie wartości niematerialnych i prawnych oraz rzeczowych aktywów trwałych	Disposal of intangible assets and tangible fixed assets	有形無形固定資産の売却による収入
2	Zbycie inwestycji w nieruchomości oraz wartości niematerialne i prawne	Disposal of investment properties and intangible assets	投資不動産・投資資産の売却収入
3	Z aktywów finansowych, w tym:	From financial assets, including:	金融資産内訳:
a)	w jednostkach powiązanych	in related entities	関係会社
b)	w pozostałych jednostkach - zbycie aktywów finansowych, - dywidendy i udziały w zyskach - spłata udzielonych pożyczek długoterminowych - odsetki - inne wpływy z aktywów finansowych	in other entities - disposal of financial assets - dividends and participation in profits - receipt of long-term loans granted - interest received - other cash inflows from financial assets	その他の会社 - 金融資産売却収入 - 配当並びに投資収入 - 長期借入金 - 受取利息 - 金融資産からのその他の収入
4	Inne wpływy inwestycyjne	Other cash inflows from investing activities	その他の投資活動による現金収入
II	Wydatki	Cash outflows	現金支出

1	Nabycie wartości niematerialnych i prawnych oraz rzeczowych aktywów trwałych	Purchase of intangible assets and tangible fixed assets	有形無形固定資産の取得
2	Inwestycje w nieruchomości oraz wartości niematerialne i prawne	Investments in properties and intangible assets	投資不動産・無形固定資産の取得
3	Na aktywa finansowe, w tym:	On financial assets, including:	金融資産 内訳:
a)	w jednostkach powiązanych	in related entities	関係会社
b)	w pozostałych jednostkach - nabycie aktywów finansowych - udzielone pożyczki długoterminowe	in other entities - purchase of financial assets - long-term loans granted	その他の会社 -金融資産の取得 -長期借入金
4	Inne wydatki inwestycyjne	Other cash outflows on investing activities	その他の投資活動による現金支出
III	Przepływy pieniężne netto z działalności inwestycyjnej (I-II)	Net cash from investing activities (I-II)	投資活動によるキャッシュフロー
C	Przepływy środków pieniężnych z działalności finansowej	Cash flows from financing activities	財務活動によるキャッシュフロー
I	Wpływy	Cash inflows	現金収入
1	Wpływy netto z wydania udziałów (emisji akcji) i innych instrumentów kapitałowych oraz dopłat do kapitału	Net cash inflows from issuance of shares and other equity instruments, and repayable contributions from shareholders	株式の発行等による収入
2	Kredyty i pożyczki	Loans and borrowings	借入金等
3	Emisja dłużnych papierów wartościowych	Issuance of debt securities	社債発行による収入

4	Inne wpływy finansowe	Other cash inflows from financing activities	その他の財務活動による現金収入
II	Wydatki	Cash outflows	現金支出
1	Nabycie udziałów (akcji) własnych	Purchase of treasury shares	自己株式の取得
2	Dywidendy i inne wypłaty na rzecz właścicieli	Dividends and other payments to owners	配当金の支払い等
3	Inne niż wypłaty na rzecz właścicieli, wydatki z tytułu podziału zysku	Cash outflows in respect of appropriation of profit other than payments to owners	利益処分による支出
4	Spląty kredytów i pożyczek	Repayment of loans and borrowings	借入金の返済等
5	Wykup dłużnych papierów wartościowych	Redemption of debt securities	社債償還
6	Z tytułu innych zobowiązań finansowych	In respect of other financial liabilities	その他の金銭債務
7	Płatności zobowiązań z tytułu umów leasingu finansowego	Repayment of finance lease liabilities	ファイナンスリースの支払い
8	Odsetki	Interest paid	支払利息
9	Inne wydatki finansowe	Other cash outflows on financing activities	その他の財務活動による現金支出
III	Przepływy pieniężne netto z działalności finansowej (I-II)	Net cash from financing activities (I-II)	財務活動によるキャッシュフロー
D	Przepływy pieniężne netto, razem (A.III+/-B.III+/-C.III)	Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents (A.III+/-B.III+/-C.III)	現金及び現金等価物の増減
E	Bilansowa zmiana stanu środków pieniężnych, w tym:	Change in cash and cash equivalents in the balance sheet, including:	貸借対照表上の現金及び現金等価物の現金の増減(為替換算差額等)

	- zmiana stanu środków pieniężnych z tytułu różnic kursowych	- change in cash and cash equivalents due to changes in exchange rates	
F	Środki pieniężne na początek okresu	Cash and cash equivalents at the beginning of the year	現金及び現金等価物期首残高
G	Środki pieniężne na koniec okresu (F+/-D), w tym: - o ograniczonej możliwości dysponowania	Cash and cash equivalents at end of the year (F+/-D), including: - of restricted availability for use	現金及び現金等価物期末残高

(4) キャッシュフロー計算書(間接法)

	ポーランド語	英語	日本語
A	Przepływy środków pieniężnych z działalności operacyjnej	Cash flows from operating activities	営業活動によるキャッシュフロー
I	Zysk (strata) netto	Net profit/(loss)	当期純利益
II	Korekty razem	Total adjustments:	調整
1	Amortyzacja	Amortisation and depreciation	減価償却費
2	Zyski (straty) z tytułu różnic kursowych	Foreign exchange gains/(losses)	為替差損益
3	Odsetki i udziały w zyskach (dywidendy)	Interest and share in profits (dividends)	受取利息及び受取配当金
4	Zysk (strata) z działalności inwestycyjnej	Gains/(losses) on investing activities	投資損益
5	Zmiana stanu rezerw	Increase/(decrease) in provisions	引当金の増減額
6	Zmiana stanu zapasów	(Increase)/decrease in inventories	棚卸資産の増減額

7	Zmiana stanu należności	(Increase)/decrease in receivables	売掛金の増減額
8	Zmiana stanu zobowiązań krótkoterminowych, z wyjątkiem pożyczek i kredytów	Increase/(decrease) in short-term liabilities, excluding loans and borrowings	借入金を除く流動負債の増減額
9	Zmiana stanu rozliczeń międzykresowych	Change in accruals, prepayments and deferred income	前払金等の増減額
10	Inne korekty	Other adjustments	その他の調整
III	Przepływy pieniężne netto z działalności operacyjnej (I+/-II)	Net cash from operating activities (I+/-II)	営業活動によるキャッシュフロー
B	Przepływy środków pieniężnych z działalności inwestycyjnej	Cash flows from investing activities	投資活動によるキャッシュフロー
I	Wpływy	Cash inflows	現金収入
1	Zbycie wartości niematerialnych i prawnych oraz rzeczowych aktywów trwałych	Disposal of intangible assets and tangible fixed assets	無形有形固定資産の売却による収入
2	Zbycie inwestycji w nieruchomości oraz wartości niematerialne i prawne	Disposal of investment properties and intangible assets	投資不動産・投資無形資産の売却による収入
3	Z aktywów finansowych, w tym:	From financial assets, including:	金融資産
a)	w jednostkach powiązanych	in related entities	関係会社
b)	w pozostałych jednostkach - zbycie aktywów finansowych, - dywidendy i udziały w zyskach	in other entities - disposal of financial assets - dividends and share in profits	その他の会社 -金融資産売却収入 -配当ならびに投資収入 -長期借入金 -受取利息

	- spłata udzielonych pożyczek długoterminowych - odsetki - inne wpływy z aktywów finansowych	- receipt of long-term loans granted - interest received - other cash inflows from financial assets	-その他金融資産からの収入
4	Inne wpływy inwestycyjne	Other cash inflows from investing activities	その他投資活動による現金収入
II	Wydatki	Cash outflows	現金の支出
1	Nabycie wartości niematerialnych i prawnych oraz rzeczowych aktywów trwałych	Purchase of intangible assets and tangible fixed assets	無形有形固定資産の取得
2	Inwestycje w nieruchomości oraz wartości niematerialne i prawne	Investments in properties and intangible assets	投資不動産・無形固定資産の取得
3	Na aktywa finansowe, w tym:	On financial assets, including:	金融資産
a)	w jednostkach powiązanych	in related entities	関係会社
b)	w pozostałych jednostkach - nabycie aktywów finansowych - udzielone pożyczki długoterminowe	in other entities - purchase of financial assets - long-terms loans granted	その他の会社 -金融資産の取得 -長期借入金
4	Inne wydatki inwestycyjne	Other cash outflows on investing activities	その他の投資活動による現金収入
III	Przepływy pieniężne netto z działalności inwestycyjnej (I-II)	Net cash from/(used in) investing activities (I-II)	投資活動によるキャッシュフロー
C	Przepływy środków pieniężnych z działalności finansowej	Cash flows from financing activities	財務活動によるキャッシュフロー

I	Wpływy	Cash inflows	現金収入
1	Wpływy netto z wydania udziałów (emisji akcji) i innych instrumentów kapitałowych oraz dopłat do kapitału	Net cash inflows from issuance of shares and other equity instruments, and repayable contributions from shareholders	株式の発行等による収入
2	Kredyty i pożyczki	Loans and borrowings	借入金等
3	Emisja dłużnych papierów wartościowych	Issuance of debt securities	社債発行による収入
4	Inne wpływy finansowe	Other cash inflows from financing activities	その他の財務活動による現金収入
II	Wydatki	Cash outflows	現金支出
1	Nabycie udziałów (akcji) własnych	Purchase of treasury shares	自己株式の取得
2	Dywidendy i inne wypłaty na rzecz właścicieli	Dividends and other payments to owners	配当金の支払い等
3	Inne niż wypłaty na rzecz właścicieli, wydatki z tytułu podziału zysku	Cash outflows in respect of appropriation of profit other than payments to owners	利益処分による支出
4	Spłaty kredytów i pożyczek	Repayment of bank loans, overdrafts, and loans	借入金の返済等
5	Wykup dłużnych papierów wartościowych	Redemption of debt securities	社債償還
6	Z tytułu innych zobowiązań finansowych	In respect of other financial liabilities	その他の金融負債
7	Płatności zobowiązań z tytułu umów leasingu finansowego	Repayment of finance lease liabilities	ファイナンスリースの支払い
8	Odsetki	Interest paid	支払利息
9	Inne wydatki finansowe	Other cash outflows on financing activities	その他の財務活動による現金支出

III	Przepływy pieniężne netto z działalności finansowej (I-II)	Net cash from/(used in) financing activities (I-II)	財務活動によるキャッシュフロー
D	Przepływy pieniężne netto razem (A.III+/-B.III+/-C.III)	Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents (A.III+/-B.III+/-C.III)	現金及び現金等価物の増減額
E	Bilansowa zmiana stanu środków pieniężnych, w tym - zmiana stanu środków pieniężnych z tytułu różnic kursowych	Change in cash and cash equivalents in the balance sheet, including - change in cash and cash equivalents due to changes in exchange rates	貸借対照表上の現金及び現金等価物の増減(為替換算差額等)
F	Środki pieniężne na początek okresu	Cash and cash equivalents at the beginning of the year	現金及び現金等価物の期首残高
G	Środki pieniężne na koniec okresu (F+/-D), w tym - o ograniczonej możliwości dysponowania	Cash and cash equivalents at the end of year (F+/-D), including - restricted cash and cash equivalents	現金及び現金等価物の期末残高

5.7. 国際財務報告基準(IFRS)とポーランド会計法との比較一覧表

(2006年1月時点)

項目	IFRS	ポーランド会計法
1.一般原則		
取得原価主義	原則として取得原価主義が適用されるが、無形固定資産、一部有形固定資産及び投資資産については公正価値による再評価が認められる。またデリバティブやほとんどの有価証券等の金融資産については時価評価が要請される。	取得原価主義が原則である。有形固定資産については、例外的に財務省法令のもとで1995年に再評価が行われた。また、会計法は非流動資産及び短期投資の一部については、公正価値または時価による再評価を認めている。
適正表示	非常にまれなケースではあるが、企業は表示を行うためにIFRSを適用しないケースがある。その場合はIFRSを適用した場合との相違額を開示する必要がある。	真実かつ公正な表示に関する一般原則は存在するが、その内容の規定はなく、実務上は、法務及び税務上の規定が準用される。
2.財務諸表		
機能通貨	企業の主たる経済活動に利用される通貨を用いる。財務諸表に異なる通貨を用いることも容認される。財務諸表が機能通貨以外の通貨により表示されている場合、原則として貸借対照表については期末日レート、損益計算書については、発生日レートによりそれぞれ機能通貨に換算される。	財務諸表はポーランド通貨(PLN)の使用が要請される。但し、ポーランド会計法上、機能通貨に対する規定は特に存在しない。

財務諸表の構成	2期分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主持分変動計算書又は総利得・総損失計算書、会計方針、注記事項。	IFRSと原則として同様である。但し、年度会計監査が求められていない会社については、キャッシュフロー計算書及び株主持分変動計算書の作成は求められていない。
貸借対照表の様式	特定の様式はない。企業実態に応じて、流動・非流動、ワンイヤールール等の表示方法を適用する。	ポーランド会計法付録に様式が記載されている。中小企業に対しては簡易様式がある。
損益計算書の様式	特定の様式はない。しかし、費用に関しては、機能別もしくは発生源泉別の表示が要請される。	ポーランド会計法付録に様式が記載されており、費用の機能別もしくは発生源泉別による計上が認められている。機能別費用計上を行う際には、発生源泉別の費用内訳を注記することが要請される。なお、中小企業に対しては簡易様式がある。
例外事項(非経常損益項目)	例外事項という用語は使わない。但し、規模や影響度合い並びに発生源泉の関係で経営成績の適正開示上、区分して開示すべき項目は損益計算書上もしくは注記として記載される。	例外事項について定義は存在しないが、仮に企業の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす例外事項がある場合には、注記として情報開示される。
異常損益項目	計上は禁止される。	基本的にIFRSと同様。
総利得・総損失計算書	主要財務諸表として開示、もしくは株主持分変動計算書内の項目として区分記載を行う。	損益計算書に含まれない損益項目は、株主持分変動計算書上に反映される。
株主持分変動計算書	当該計算書は、株主との資本取引、未処分利益(未処分損失)の変動及びその他の資本勘定の変動が表示される。また原則として、主要財務諸表としての開示が要請される。	基本的にIFRSと同様。

キャッシュフロー計算書(様式及び算定方法)	標準表示様式があり、内容についての柔軟な解釈は限定されている。直接法・間接法のどちらの方法も認められている。	基本的にIFRSと同様。改定後のポーランド会計法付録に様式が記載されている。直接法・間接法のどちらの方法も認められている。
キャッシュフロー計算書(キャッシュの定義)	手許現金、当座借越及び満期日までの期間が3か月以内の現金等価物を含む。	当座借越を除く現金および3か月以内の現金等価物。
キャッシュフロー計算書(適用除外)	除外規定はない。	上場会社以外の会社で会計監査対象外の会社については作成義務はない。
会計方針の変更	未処分利益の期首残高を修正するとともに、過年度比較財務諸表は修正し、再表示。	会計法には詳細な規定は存在しない。一般的に変更に伴う利益への影響額は当期損益計算書に含められる。上場企業に対しては、過年度も含む、変更に伴う影響額についての情報開示が必要となる。
会計上の誤謬の取扱い	原則として、過年度比較の誤謬が発生した金額の修正再表示を行い、当年損益には反映させない(期首剰余金修正として処理)。	原則として、期首剰余金の修正として処理を行う。但し未公開会社には特段の規定はない。
会計上の見積りの変更	当期損益計算書上に反映。	基本的にIFRSと同様。
3.連結		
子会社の定義	議決権支配または実質支配力に基づく。	基本的にIFRSと同様。
特別目的事業体(SPE)の連結	実質的な支配力が及んでいると認められる場合には、連結の対象になる。	明確な規定なし。
非連結子会社	上記の議決権支配または実質支配力の基準から、親会社は非連結子会社に該当するかを判断する。	主な基準はIFRSと同じだが、異業種活動の連結除外が追加される。

関係会社の定義	影響力に関する重要性基準 (20%以上の議決権ないし持分所有は重要な影響を有するとみなされる)に基づく。	基本的にIFRSと同様。
関連会社の業績表示	連結または持分法を適用する。	持分法を適用する。
重要な関連会社についての開示	重要な関連会社の資産、負債、経営成績といった詳細情報を開示。	関連会社と子会社の一覧表(会社名、株式所有数など)を開示する。
ジョイントベンチャーに対する持分法および連結の使用	どちらも適用が認められている。	明確な規定なし。
個別企業における外貨建取引	先ず実際の取引日レートにて換算されるとともに、 ・貨幣性資産・負債は、決算日レート ・費用性資産・負債は、原則として取得日レート によって、貸借対照表日に換算替えが行われる。	先ず実際の取引日レートにて換算されるとともに、 ・貨幣性資産は、決算日レート(投資有価証券を除く) ・費用性資産は、取得日レート ・全ての負債は、決算日レートによって、貸借対照表日に換算替えが行われる。
超インフレ下にある外国企業の換算	一定の基準を充たす物価上昇が発生している国においては、ハイパーインフレーション会計を適用し、決算日時点において修正再表示が行われる。	明確な規定なし。
4.企業結合		
企業結合の会計手法	パーチェス法が適用される。	原則としてパーチェス法が適用される。持分プーリング法の適用は限定的。

パーチェス法(取得時の公正価値)	被取得企業の資産・負債及び偶発債務を公正価値で評価する。また、持分の部分取得の段階において支配権を獲得したと認められる場合には、少数株主持分を含め全ての資産・負債を認識する。尚、事業再構築に関連する負債については一定の基準を充たした場合に限り公正価値で評価が行われる。	被取得企業の資産及び負債を公正価値で評価する。また、取得の結果発生するのれん等の資産・負債についても同様に公正価値で評価を行う。
パーチェス法(対価に対する考え方)	取得時に合理的な見積りに基づき計上を行い、後日事象確定後、のれんの変動として修正を行う。	基本的にIFRSと同様。
パーチェス法(取得時の少数株主持分)	持分割合に応じて、公正価値を基に計上。	持分割合に応じて、純資産の市場価値を基に計上する。
パーチェス法(公正価値修正)	取得日以降の追加的な事象の発生により、発生可能性及び測定可能性が明確となった場合には、翌期末までにのれんの変動として修正を行う。また、当該修正は損益計算書において認識する。	取得年度に発生した公正価値の変動については、のれんの修正として処理を行う。それ以降に発生した変動分は損益計算書において認識する。
パーチェス法(開示事項)	被取得企業の名称及び説明、結合に関わる会計処理方法、結合日、取得資産及び負債の公正価値の概要、及び当該取得に伴う損益及び財政状態への影響額。	基本的にIFRSと同様。
パーチェス法(のれん)	資産計上し、毎期見直しを行い、減損会計を適用する。	資産計上し、通常は5年の定額法により償却。但し正当化できる場合は20年となる。

パーチェス法 (負ののれん)	負ののれんは認識・測定額について毎期、再評価が行われ、公正価値を超過する部分は即座に利益計上する。	負ののれんは、繰延収益として有効期間にわたり償却を行う。公正価値を超過する部分は即座に利益計上する。
持分プーリング法	認められない。	原則として認められないが、同一企業グループ間の企業結合の際には適用可能。
5.収益認識		
収益認識	経済的便益とリスクが移転され、信頼しうる測定ができたときに認識する。	基本的にIFRSと同様。
長期請負工事	工事契約に関連した収益と費用は貸借対照表日の工事進捗に応じた収益と費用が認識されなくてはならない(工事進行基準)。なお、工事完成基準は認められない。	IFRSに近い進行基準が適用される。完成基準については6か月未満の短期工事について適用が認められる。
6.費用認識		
利息費用	利息費用は発生主義に基づき認識される。また非現金支出費用については、実行金利に基づいた利息法が用いられる。	利息費用は発生主義に基づき認識される。
従業員給付 (確定給付型退職金制度)	企業は給付債務の算定にあたり、予測給付債務方式を適用しなければならない。年金資産は公正価値で評価し、数理計算上の差異については繰延処理を行う。	明確な規定なし。
持分報酬 (ストックオプション)	費用処理される。なお、対価が現金で支払われたか株式が支給されたかにより、負債あるいは資本の増減として相手勘定が設定される。	明確な規定なし。

従業員給付 (その他)	解雇給付については、リストラ引当金と同様の処理を行う。なお、解雇金の算定については、その現在価値を算定のうえ、会計上認識する。	退職給付及び退職慰労金については、会計上の規定は不明確となっている。そのため実務上はIFRSの規定が準用されることが多い。
7.資産		
無形固定資産 (外部購入)	一定の基準を充たす場合に資産計上され、耐用年数にわたり償却が行われる。耐用年数が明確ではない無形固定資産については、每期減損会計が適用される。なお、極めて限定された状況下においてのみ再評価が認められる。	資産計上のうえ、有効期間にわたり償却が行われる。再評価は認められない。
無形固定資産 (自己創設)	研究費は発生した期の費用として処理を行う。開発費に関しては、将来の経済的便益の確実性等の厳格な基準を充たす場合のみ、資産計上が認められる。	基本的にIFRSと同様。5年以内の償却が求められる。
有形固定資産	取得原価もしくは再評価価額により計上する。再評価を行う場合には、該当する資産勘定の全ての資産に対しての再調達価額の算定が求められる。	取得原価により計上する。再評価は財務省法令により定期的に行われる。再評価額は公正価値を超えてはならない。
リース (判定基準)	形式よりも経済的実態が重視される。実質的にリース資産所有に伴う全てのリスクと便益が移転している場合はファイナンスリースとして判定される。	基本的にIFRSと同様。会計監査を要請されていない企業については、税法に基づく処理も認められる。

リース (貸手側の処理)	ファイナンスリースは貸付金として受取リース料総額の割引現在価値を資産計上する。	貸手側におけるリース資産及び受取リース料の会計処理についての詳細な規定は存在しないが、ファイナンスリースの場合には、リース資産として貸付金計上される。実務上はIFRSが準用されることが多い。
資産の減損処理	減損の兆候がある場合には、正味実現可能価額と再調達価格のいずれか高い金額まで評価減を行う。減損の戻入は一定の条件のもと認められる。	永続的な価値の減少が見受けられる場合に限り評価減を行う。運用規定については明確な規定は存在しない。
借入利息の資産計上	一定の条件を充たす場合に認められる。	建設期間中に発生する自家使用固定資産の借入費用及び当該借入にかかる為替差損益は資産計上が強制される。その他、同様の規定が製造に長期間を要する棚卸資産に対しても認められている。
投資不動産	償却原価もしくは公正価値で計上。また公正価値の変動については損益計算書上反映させる。	簿価もしくは公正価値で計上。簿価を市場価額まで評価増することが認められており、当該評価益は資本の部に計上される。一方、減少分については原則として損益計算書上に反映させる。
棚卸資産	取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上する(低価法)。原価配分法としては先入先出法か加重平均法が認められており、後入先出法は禁止されている。過年度の評価減については、翌年以降に戻入れが要請される。	後入先出法は認められている。

金融資産(投資)	投資の種類による。満期保有投資は償却後簿価で、それ以外の投資は公正価値で評価する。売買目的で保有される投資の評価差額は、損益計算書上で認識するとともに、短期保有目的の投資にかかる未実現評価差額は資本の部で認識する。	基本的にIFRSと同様。
金融資産の認識中止	当該資産のリスクと経済的便益の有無に基づき判定を行い、次に当該資産の支配権移転の有無を判断する。	基本的には、支配権の移転の有無をもとに判断する。
8.負債		
引当金 (認識要件)	・現在の義務が当期以前の事象に起因していること。 ・当該義務を履行するために経済的便益を提供する資源の流出可能性が高いこと。 ・その金額を合理的に見積ることができること。 上記3つを充たす場合は引当金計上が要請される。	基本的にIFRSと同様(但し、2点目の発生可能性が高い旨についての規定は存在しない)。
事業再構築引当金	リストラに際しての引当金計上は、詳細なリストラ計画を正式に公表したか、もしくは計画の実行が始まっていれば認められる。	リストラに際しての引当金は、法令により規定されている場合、リストラが必要となった場合、関連する契約が存在する場合、計画上具体的な数値の見積が可能となった段階で計上が認められる。
偶発項目	可能性のある未実現損失および可能性の高い未実現利益は認識する。	偶発債務の開示義務あり。
繰延税金資産・負債(基本的な考え方)	全部適用方式により一時差異は認識される。回収可能性の高い繰延税金資産は認識される。	基本的にIFRSと同様。

政府助成金	原則として繰延利益処理または直接減額処理のいずれかにより処理される。	繰延収益として計上し、償却が行われる。
リース(借手の処理)	ファイナンスリースの場合には資産及び負債を計上する。資産に関しては通常、当該資産の耐用年数に応じて減価償却が行われる。また、負債については、リース料総額を金融費用と負債元本の返済とに区分する。 オペレーティングリースについては、通常リース期間を通じて定額法によってリース費用の計上を行なう。	ファイナンスリースの場合には、資産及び負債を計上し、耐用年数にわたり減価償却を行う。なお、ポーランド会計法上、支払リース料総額の配分処理については何ら規定がない。
セールス・アンド・リースバック	ファイナンスリースの場合には、売却益は繰延処理が行われリース期間にわたり償却される。 オペレーティングリースの場合には、一連の取引の実態を考慮の上、収益認識を検討する。	明確な規定なし。
金融債務(株式の分類)	発行企業が負う義務の実質により金融商品进行分类する。償還優先株式は資本の部ではなく負債の部として計上するのが一般的である。	原則としてIFRSと同様。
9.資本		
自己株式の取得	取得原価で計上し、資本の部の控除項目として表示する。	原則としてIFRSと同様。

10.その他事項		
1株あたり利益 (希薄化条項)	希薄化効果のある全ての潜在的普通株式が普通株式に転換された場合に発行されるであろう普通株式の加重平均株式数を用いて計算を行う。 新株引受権及び株式転換権については自己株式方式が用いられる。	原則としてIFRSと同様(上場企業に対して適用)。
関連当事者間取引 (定義)	ある当事者が他の当事者を直接または間接的に支配するか、または他の当事者に重要な影響力を有している場合の程度により判定。	基本的にIFRSと同様。
関連当事者間の取引(開示)	関連当事者の名前、特別利害関係の性質、取引の形態等を開示する必要がある。支配関係にある場合は、取引がなくても開示が要請される。尚、子会社の財務諸表を分離開示した場合は一部除外事項がある。	開示義務はあるが、範囲についての明確な規定は存在しない。上場企業については、株式保有割合、資産・負債残高、収益・費用計上額についての開示が要請される。
セグメント情報 (対象及び方法)	公開企業に対して要求される。リスク、収益性及び内部統制に基づき、事業別セグメント及び地域別セグメントにあてはめる。	上場企業に要請される連結財務諸表については、基本的にIFRSと同様。
セグメント情報 (会計方針)	連結ベースでの会計方針が適用される。	明確な規定はないが、実務上はIFRSが準用される。

セグメント情報 (開示)	基本的セグメント(事業別)については、一定基準を充たした収益、利益、資本的支出、純資産、負債等が開示される。補助的セグメント(地域別)については、一定の基準を充たした収益、資本的支出、総資産等が開示される。	上場企業に要請される連結財務諸表は基本的にIFRSと同様。
廃止事業 (定義)	一定の定義(具体的要件あり)。	明確な規定なし。
廃止事業 (測定)	簿価と時価(正味実現可能価額)のどちらか低い金額。	明確な規定なし。
廃止事業 (開示)	廃止事業の情報については、少なくとも損益計算書及び注記により開示。また、廃止事業にかかる資産・負債については貸借対照表上、区分表記が行われる。	廃止が予定されている事業にかかる収益・費用については損益計算書上区分表記。また、注記上に追加情報が開示される。
後発事象	財務諸表上への開示方法によって、修正後発事象(財務諸表の修正が必要となる事象)と非修正後発事象(財務諸表を修正してはならない事象)の二つがある。	基本的にIFRSと同様。
半期報告書	半期報告書の作成は強制されないが、半期報告書が作成される場合には、年次報告書において採用するものと同一の会計方針が適用される。	上場企業及び投資ファンドについては作成が義務付けられる。半期報告書が作成される場合には、年次報告書において採用するものと同一の会計方針が適用される。

第六章 雇用関係

6.1 労働基準法

ポーランドにおける労働関連の法規は、主として労働基準法に依拠している。但し、集団解雇、労働組合など、別途法律で定めている場合もある。法律体系の上からは、労働基準法の権威が最高位にあり、その他の雇用関連法による雇用契約(包括的労働協約ならびに個人労働契約)は、労働基準法で定められた雇用条件を下回る条件で締結されてはならないとされている。

労働基準法は、労働内容および個々の雇用契約が拠っている法律の種類に係わらず、すべての従業員の権利および義務について定めている。但し、この原則は、民法上の契約に基づく労働サービスを提供している労働者にはあてはまらない。

6.2. 雇用関係の法的性格

ポーランド法では、以下のタイプの雇用関係を定めている：

- ・ 雇用契約
- ・ 特命雇用契約、選任雇用契約、当事者間協調型の雇用契約

上記のうち、雇用契約が最も一般的な雇用形態である。

6.3. 雇用契約

雇用契約は、書面による締結が必要とされる。特段の定めのない場合には、遅くとも就労初日までに、雇用契約のタイプおよびその内容について確認しなければならない。雇用契約においては、以下の事項を定めるものとする：

- ・ 業務内容、就労場所、就労開始日
- ・ 業務内容に対応する賃金
- ・ 労働時間

契約書に加えて、基本的な労働条件に関わる情報は、書面にて就労から1週間以内に被雇用者に伝えねばならない。

雇用契約は、以下のような形態で締結される:

- ・ 無期限契約
- ・ 期限付き契約(同一の雇用者・被雇用者間において、有期限契約は連続して2回のみ締結できる)
- ・ 特定の業務の遂行期間のみ有効な契約
- ・ 代用契約(休職中の従業員の代用契約)

上記それぞれの雇用契約には、試用期間(3か月以内)を設けることができる。

6.4. 雇用契約の終了

一般的に、雇用契約は次の場合に終了できる:

- ・ 雇用者・被雇用者間における両者合意によるもの
- ・ 一方の側による契約終了通告によるもの(法定の事前通告期間を守る必要がある)
- ・ 法定の事前通告期間を伴わない一方の側による契約終了通告によるもの(特に、労働基準法で定められた場合のみ可)
- ・ 契約期間終了時、あるいは契約で定められた業務の終了時

両者による雇用契約の終了(法定の事前通告期間が付随する場合ならびにこれを伴わない場合)の通告は、書面によりなされなければならない。

雇用者側による無期限雇用契約の終了、あるいは事前通告期間を伴わない雇用契約終了の通告については、雇用契約終了についての正当な理由を記さねばならない。

(1) 法定事前通告期間を付随する労働契約の終了について

雇用者・被雇用者のいずれか一方は、試用期間中、無期限労働契約中、あるいは代用労働契約中において、雇用契約の終了を通告することができる。更に、6か月間よりも長い期限付き雇用契約の場合には、いずれか一

方は、2週間前の事前通告により雇用契約を終了することができる。

試用期間中の雇用契約終了についての事前通告日は、以下のとおりである：

- ・ 試用期間中の労働が2週間を超えない場合、3営業日前の通告
- ・ 試用期間中の労働が2週間を超える場合、1週間前の通告
- ・ 試用期間が3か月間の場合、2週間前の通告

無期限雇用契約の場合、雇用契約終了についての事前通告日は、当該雇用者の下での被雇用者の勤続年数によって変わり、以下のようになる：

- ・ 被雇用者が6か月より短い期間雇用されている場合、2週間前の通告
- ・ 被雇用者が6か月以上3年未満雇用されている場合、1か月前の通告
- ・ 被雇用者が3年以上雇用されている場合、3か月前の通告

休職中の被雇用者に代わって代用雇用契約を交わしている被雇用者の場合、3日前の通告。

被雇用者が、雇用者の所有物を受託することにより何らかの金銭的債務を負うような職務についている場合には、雇用者・被雇用者間において、雇用契約中に、以下のような条件で、雇用契約終了についての事前通告期間を特に設定することができる：

- ・ 被雇用者が6か月より短い期間雇用されている場合、1か月前の通告
- ・ 被雇用者が6か月より長い期間雇用されている場合、3か月前の通告

更に、被雇用者にとって望ましければ、雇用契約中において、事前通告期間をより長く設定することも可能である。

(2) 事前通告を伴わない雇用契約の終了通告

被雇用者に以下のような過失があった場合、雇用者は、事前通告なくして雇用契約を終了することができる：

- ・ 被雇用者側に重大な義務違反があった場合
- ・ 被雇用者が雇用契約中に罪を犯した場合で、その罪状が明らかである場合、あるいは、かかる犯罪により、裁判所から判決を受け、職務執行が不可能となった場合
- ・ 職場での業務遂行に必要なライセンスを喪失したことにより、業務の遂行が不可能となった場合

上記に加えて、被雇用者が病気になったことにより、職務の遂行が不可能である場合には、雇用者は、事前通告なくして雇用契約を終了することができる。但し、その場合、以下の条件を充たす必要がある:

- ・ 被雇用者が雇用されてから6か月以内の場合には、3か月以上の病欠をしていること
- ・ 被雇用者が雇用されてから6か月以上経過している場合には、疾病手当ておよび社会保険費の受給期間が終了していること

被雇用者は、労働基準法規定の条件を充たした場合、事前通告なくして雇用契約を終了することができる。

(3) 雇用者による不法な雇用契約の終了あるいは正当な理由を欠く雇用契約の終了が行われた場合に被雇用者に認められている権利

雇用者による不法あるいは正当な理由を欠く雇用契約の終了が行われた場合、被雇用者は、以下を求めて、労働問題高等裁判所に提訴することができる:

- ・ 解雇以前の条件での職場復帰要求
- ・ 損害賠償の請求

但し、上記の二つの要求のうち、どちらの要求を認めるかについては、個別案件ごとに、労働問題高等裁判所が判断を下すことになる。

6.5. 賃金

正社員として雇用される被雇用者の最低賃金額は、最低賃金に関する法律および閣議決定により定められる。一般的には、被雇用者に対して、法律が定める最低賃金より低い賃金を提示してはならない。2006年の月間最低賃金は899.10ズオチである。ポーランドでは、賃金は、グロス賃金で表示される(税金、社会保険料、その他控除項目の差し引き前の賃金)。

労働基準法の規定により、賃金支払いに関する諸条件および現物給与等の付与については、包括的労働協約あるいは賃金規則にて定めることとされている。20名以上の被雇用者を雇用する雇用者で、かつ、包括的労働協約を締結していない雇用者は、賃金支払いに関する諸条件について、書式にて賃金規則の形態で取り決めなければならない。

6.6. 就業規則

20名以上の被雇用者を雇用する雇用者は、就業規則を定めなければならない。これには、労働の手順および雇用者、被雇用者が守るべき義務と権利について定めるものとする。

6.7. 労働時間

原則として労働時間は、1日8時間を越えないように、また4か月以内の期間をもとに算定した1週間を5出勤日とした場合の1週間の労働時間が40時間を越えてはならない。

労働基準法では、雇用者が採用する労働時間システムに応じて、上記規則を修正する多くの条項が定めてある。

6.8. 超過勤務

通常の労働時間を超えて遂行される労働は、超過勤務である。超過勤務は以下のような場合に許容される：

- ・ 人命および健康を守るための救援活動、あるいは、会社財産を守るための活動が必要とされる場合
- ・ 雇用者側に特別な必要性がある場合

通常の勤務時間を変更して労働に従事した被雇用者は、超過勤務手当を受ける権利があり、その額は以下のとおりである：

- ・ 深夜労働、個々人の勤務スケジュールで労働日ではなかったはずの公休日(日曜日及び祝日)における労働及び勤務スケジュールにより予め労働日とされていた公休日における労働(勤務スケジュールに公休日を含めることは合法)の場合、100%の超過勤務手当
- ・ 上記以外の超過勤務労働の場合、50%の超過勤務手当

超過勤務に対しては、被雇用者の要望に基づき、雇用者は超過勤務時間と同じ時間を被雇用者に代休として支給することができる。そうした場合、被雇用者には、超過勤務手当を受ける権利は生じない。

一方で、被雇用者の要望に基づかない形で、雇用者が代休を支給することもできる。そのような場合、雇用者は、労働時間精算期間内に、超過労働時間+50%の時間に相当する代休を支給することとなるが、これにより、被雇用者のその月の賃金が減額されてはならない。代休の場合、被雇用者には超過勤務手当受給の権利は生じない。

被雇用者が、雇用者の特別な必要に応じて超過勤務を行う場合、一般的には、被雇用者は、暦年中に150時間を越える超過勤務に就くことはできない。但し、雇用者は、工場内に労働組合が存在する場合には、組合との合意により、これを超過する超過勤務時間の設定を行うことができる。しかし、その場合には、超過勤務を含めた、労働時間精算期間内での労働時間が、週平均48時間を超えない形で規則を導入する必要がある。

6.9. 年次有給休暇

年次有給休暇については、以下のように定められている:

- ・ 勤続10年未満の場合、毎年20日
- ・ 勤続10年を超える場合、毎年26日

勤続年数には、前の職場での勤続年数及び中等教育以上の就学期間も加算される(労働基準法の規定による)。

労働基準法によれば、被雇用者は、1か月間の勤務後に、1年間勤務した後に付与されるはずの休暇日数の十二分の一の休暇を取得することができる。被雇用者が、1暦年中に転職した場合には、新たな転職先で該当年中に勤続した期間に応じた休暇日数を取得することができる。

6.10. 女性従業員の保護および若年労働者の雇用

女性従業員の労働および若年労働者の雇用に関しては、特に労働基準法および関連法規で定められている。

6.11. 労働上の安全および衛生

労働基準法は、労働安全衛生(BHP)の原則およびその遵守に関する経営者側の義務について細則を定めている。

6.12. 集団解雇

集団解雇に関しては、「被雇用者側の都合に拠らない理由による解雇に関する法律」において、詳細が定められている。

同法の適用対象となる集団解雇は、20名以上の従業員を雇用する雇用者が、30日以内に、以下のような規模において、被雇用者を解雇する場合である：

- ・ 100名以下を雇用する場合、10名以上を集団解雇するとき
- ・ 100名以上300名未満を雇用する場合、被雇用者数の10%以上を集団解雇するとき
- ・ 300名以上を雇用する場合、30名以上を集団解雇するとき

なお、同法は、企業の破産時、清算時における集団解雇の場合にも適用される。

6.13. 労働組合

被雇用者は、労働組合を自由に結成する権利を有する。法律によれば、最低10名から労働組合を結成することができる。雇用者はいかなる方法でも、この権利を制限することはできない。

6.14. 企業の社会福祉基金

会社福祉基金法により、20名以上の正社員を雇用する企業は、福祉基金を設立しなければならない。基金への集金方法と基金の使途に関する規則を定めなければならない。

6.15. 臨時雇用労働

臨時雇用労働法は、季節労働、期間限定労働、あるいは正社員によって遂行できない労働及び以前に休職中の従業員によって遂行されていた職務などについて、臨時雇用を認めている。臨時雇用労働者は、特に危険を伴う職種では雇用してはならない。

36か月の期間の内、臨時雇用労働者を12か月を超えて雇用することはできない。

臨時雇用労働者は、期間限定雇用契約において定められた労働、あるいは地方自治体の首長によって民間雇用組織として認められた労働派遣所との間で結ばれた期間限定労働契約において定められた労働を行う。臨時雇用労働者との雇用契約は、3日間の事前通告により、双方にその契約解消権が与えられている。

臨時雇用労働者を採用する雇用者は、臨時雇用労働者の労働について、臨時雇用労働法において定められた条項について協議を経た上で、労働派遣所との間で契約を結ばなければならない。同法では、臨時雇用労働者を使用するに当たって、就労の安全、労組との協議、臨時雇用者に対する求職情報の提供など多くの義務を雇用者側に課している。

6.16. 労働評議会(ワークス・カウンスル)

欧州労働協議法については、現時点では、ポーランド政府により法制化の準備が進められている段階にあり、目下、経営者団体および労働組合からの同法に対する意見聴取が行われている。同法の施行時には、ポーランド国内で50名以上の雇用を行う雇用者は、労働評議会を置く義務が生じる。

同法は、EU域内で少なくとも1000名以上の雇用をおこない、また二か国以上のEU加盟国内で少なくとも150名以上の雇用を行う企業で、ポーランドと何らかの法的に定義づけすることのできる関係を有する者(例えば、企業あるいは企業が属する企業グループの取締役会がポーランド国内に常設されている場合など)に対して適用されるものである。

同法では、労働評議会の設立方法およびその権利と義務、更に同組織が存在する事業所内における従業員の権利および義務について規定している。

第七章 不動産

7.1. 外国人による不動産の取得

ポーランドにおいて非居住者(個人および法人)が不動産を取得する場合、内務省の許可を得なければならない。更に、同法では、非居住者がポーランド国内において会社登記をし、同国において不動産を所有している企業もしくは永久貸借権を有する企業の株式購入を通じて該当企業の支配権を掌握する場合にも、内務省の許可が必要と定めている。

但し、上記原則には多くの例外規定があり、そのうち最も重要なものは、欧州経済領域(以下、EEA:EU加盟国およびアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー)国籍の個人および法人については、不動産の取得ならびにポーランド国内において不動産を所有している企業もしくは永久貸借権を有する企業の株式購入に際して、許可を受ける必要がないというものである(日本からの投資家は、投資目的であっても、ポーランド国内での不動産取得およびポーランド企業の支配権掌握に際し、内務省の許可を得なければならない)。

但し、EEA市民であっても、ポーランドが外国人による無制限の土地取得に関して12年間の移行期間を定めている森林及び農地の購入に関しては、内務省による許可を要する(EEA市民が、これらの土地の購入に先立って、3年ないし7年間、土地を貸借し、かつ自らが個人事業主として土地を耕作するのであれば、農地購入は許可される)。

ポーランド民法における「不動産」とは、「固有の所有権が付随している地表の一部であり、これには、該当地表部分において半永久的に存在している建造物も含まれる。また、特定の取り決めに基づいて、地表部分の所有権と建物部分の所有権とが分離している場合も、これに含む」と定義されている。

また「外国人による不動産の取得に関する法律」においては、「外国人」とは、次のように定義されている:

- ・ポーランド市民権を保持していない者
- ・ポーランド国外で会社登記をしている法人

- ・ ポーランド国外において該当する外国の法律に基づき設立登記された会社に属する上記に該当する共同経営者
- ・ 上記により、間接的もしくは直接的に経営権を掌握されているポーランド国内で登記された会社あるいは法人

外国人が、直接間接を問わず、質権者あるいは用益権者として、あるいは、他の主体との合意において、該当会社の株主総会における議決権の50%以上を有しているか、あるいは、外国人が、会社法4条1項4の (b) (c) (e) で定義されている「支配的な人格」として該当会社との関係を有している場合には、該当会社は、外国人によって「支配」されているとみなされる。

会社法4条1項4の (b) (c) (e) でいう「支配的な人格」とは、次のように定義される:

- ・ 「支配的な人格」は、これとは別の独立した会社の取締役及び監査役会メンバーの過半数以上を任免することができる、もしくは第三者との合意の上で、同様の行為を行うことができる。
- ・ 「支配的な人格」は、間接・直接を問わず、これとは別の独立した会社の株主総会における議決権の過半数以上を行使できる、もしくは第三者との合意の上で、同様の権利を行使できる。

外国人による不動産取得について許可が下りるのは、以下のような場合である:

- ・ 外国人による不動産取得が、国防上、公安維持上の脅威を与えるものではなく、かつ社会福祉政策および環境衛生政策を犯すものではない場合
- ・ 外国人が、ポーランドとの密接な関係を有することを証明する場合 (ポーランド国籍保持者、同国系外国人、同国民と婚姻関係を結んだ者、同国内において一時滞在許可あるいは永住許可を持つ者、EU域内において長期滞在している者で、同国内における一時滞在許可あるいは永住許可を持つ者、同国内において自らが支配権を掌握している会社において役員待遇にある者、同国内において商業活動に従事する者、また、農業に従事する者など)

外国人が居住目的で取得する不動産の面積は、0.5ヘクタールを超えてはならない。ポーランド国内において商業活動を予定している外国人が、不動産を取得する場合には、該当不動産の面積は、その商業活動の必要を充たすために十分な広さでなければならない。

外国人による農地取得に関しては、農業用地調整法(2003年4月11日)によって規定されている。現時点では、内務大臣は、外国人による農地取得の申請を2か月~4か月の期間をかけて審査しているが(審査期間には、国防大臣および農業大臣との協議に要する期間も含まれている)、審査期間の延長もあり得る。更に、申請書を準備するだけでも、すべての必要書類を調えるまでには数週間がかかる。現在、予定されている法律修正案においても、農地購入に際する審査期間の短縮は盛り込まれていない。

外国人による不動産取得に関する内務省の基本的なスタンスは、ポーランド国内において登記済みの会社(あるいは外国企業のポーランド支店)のみに同許可を発給するというものである。ポーランド国外でのみ登記されている外国企業が同許可を受ける可能性はゼロに近い。

外国人がポーランド国内に会社を設立していない場合でも、不動産取得の許可申請を行い、内務大臣から許可誓約書を得ることは可能である。許可誓約書を所得した場合、誓約書は、不動産取得許可を得る上での公式文書となりうる。許可誓約書の有効期限は、発給の日から1年間である。この期間中であれば、該当案件に大きな変化が生じない限り、内務行政大臣は、実際の不動産取得許可を与えるものと考えてよい。

不動産取得許可を免除される特例には、先述のEEA市民に適用される特例に加えて、以下もある:

- ・ 自家用住居の取得
- ・ 自家用住居に付随した車庫の取得
- ・ ポーランドにおいて5年以上居住している外国人による不動産の取得(滞在許可を受けた日から起算して5年以上)
- ・ ポーランド市民と婚姻関係にある外国人で、かつ2年以上ポーランドに居住している者による不動産の取得(但し、不動産取得後には、不動産は配偶者の親族との共有財産としなければならない)
- ・ 外国人が不動産を取得する日において、当該外国人が、不動産売主から当該不動産の法定相続を認められる場合で、かつその売主が、当該不動産の所有者であるか、あるいは過去5年間にわたって当該不動産の永久貸借権を行使していた場合
- ・ 間接的あるいは直接的に外国人によって支配権を掌握されている法人あるいは法人格を有さない共同経営者が、商業活動目的で、ポーランド全土で計0.4ヘクタールを越えない広さの未開発地の不動産購入する場合

- ・競売で売却されなかった不動産の抵当権者である、間接的あるいは直接的に外国人によって支配権を掌握されている銀行が当該不動産を収用する場合
- ・間接的あるいは直接的に外国人によって支配権を掌握されている銀行が、銀行としての活動から生じた債権回収目的で、特定不動産の所有者あるいは永久貸借者である会社の株式を収用する場合
- ・株式市場あるいは店頭市場に上場されている会社の株式を取得する場合
- ・内務省の許可を例外的に必要としない、特例不動産の所有者あるいは永久貸借者である会社の株式の取得

上記の例外規定は、不動産が国境地帯に存在するか、あるいは1ヘクタールを超える農地の場合には適用されない(農地購入については、農業用地調整法にて規定)。

不動産取得許可が下りた際には、1400ズオチの収入印紙を支払わなければならない。

7.2. 永久貸借

永久貸借とは、国や地方自治体が所有する土地を、契約に定められた条件により、最長99年間、最短40年間に渡って使用できる権利をいう。但し、実務上は、最長期間に当たる99年間の貸借契約がなされ、その使用権については、有効期間消滅の5年前に延長を要請することができるものと規定されている。

永久貸借権を取得する際には、土地評価額の15%~25%に当たる金額を支払わねばならない。更に、永久貸借者は、その貸借期間中を通じて、毎年、土地の所有者である国あるいは地方自治体に対して土地評価額から算定された貸借料を支払わねばならない。

すでに永久貸借権を保持している者から、契約によってその権利を譲り受けることも可能である。永久貸借権は、当該不動産登記および抵当権登記を行った時点から発効する。

外国人および外国人によって支配権を掌握されている会社による永久貸

借権の取得に際しては、内務大臣の許可を得なければならない。

7.3. 賃貸借契約(リース)

ポーランド法人、外国法人および自然人は、不動産をリースすることができる。リースに関しては、内務大臣の不動産取得許可を得る必要はない。

ポーランド法においては、以下の二つのタイプの賃貸借契約が存在する。「賃貸契約」(ウモヴァ・ナジム:umowa najmu)では、賃借人は、賃借不動産を自らの使用に供するのみであるが、「借地契約」(ウモヴァ・ジェルジャヴィ:umowa dzierzawy)では、賃借人は、賃借不動産において事業を行い、これを第三者に転貸借することにより自らの利益を得ることができる。

両契約ともに、期限付き貸借契約および永久貸借契約を結ぶことができる。「賃貸契約」の一般的な用途としては、短期間のアパート、オフィス等の貸借が挙げられる。一方、「借地契約」の場合には、農地の貸借(原意は「小作契約」)あるいは建設用地の貸借に供されるのが一般的である。いかなる形態であれ、1年を超えるリース契約は、必ず書面による契約がなされなければならない。

ポーランド法人、外国法人とも、様々な形態でのリース契約を締結することが可能であり、例えば、典型的な不動産流動化スキームとして知られているセール・アンド・リースバックをポーランドでも行うことができる。セール・アンド・リースバック契約等、その他のリース・スキームに関しても、内務省から不動産取得許可を取得する必要はない。

7.4. 不動産取得契約

国あるいは地方自治体が所有する不動産は、原則として、競売あるいは入札により取得することができる。法人や個人所有の不動産は、売買契約、贈与、相続などを通して取得することができる。

民法の規定により、不動産の売買契約にあたっては、ポーランド人公証

人による公正証書が作成されなければならない。公正証書を付随しない契約は、法的効力をもたない。

内務省による不動産取得許可を受ける以前に仮契約を結ぶことは可能であり、仮契約中において、不動産の売手が買手に対して当該不動産の売却について合意し、不動産の買手が売手に対して特定日に、特定の条件の下、その対価を支払うことを定めておくことは可能である。このような契約は、当該不動産の所有権の移転にはつながらないが、投資家が不動産取得許可を受けた後において、本契約調印を主張するための重要な根拠となり得る。

但し、内務省より不動産取得許可を受けた後には、所有権の移転に関する合意、あるいは、永久貸借権に関する契約は、公証人による公正証書を作成しない場合には、すべて無効となる。

7.5. 不動産登記および抵当権登記

本契約の締結後には、不動産の新しい所有者、もしくは永久貸借者は、該当する登記局へ出向き、不動産登記あるいは抵当権登記を行わなければならない。

7.6. 土地収用

土地の収用は、それが特定の社会目的に貢献する唯一の手段である場合のみ執行することができる。土地収用は国庫、あるいは地方自治体のために行うことができる。収用には損害賠償が伴い、その額は不動産評価額と等しくなければならない。

収用不動産が、当初の目的とは異なる目的に使用される場合には、旧所有者の事前合意を得ずに、使用目的の変更を行うことはできない。

収用不動産の旧所有者は、収用決定時において特定された目的での使用に関して、「該当不動産がその使用に耐えなくなった場合」には、その返却を求めることができる。法の定めでは、次の場合に、「該当不動産がその使用に耐えなくなった場合」と規定している：

- ・不動産収容の最終決定が下された日から起算して7年間を経過した後
も、不動産収容の受益者が、収用目的の執行に伴ういかなる業務をも開
始しなかった場合
- ・不動産収容の最終決定が下された日から起算して10年間を経過した後
も、不動産収用の目的が達成されなかった場合

7.7. 投資手続

これから投資を行おうとしている土地が、その投資目的と合致した地域にある場合でも、先ず建設許可の取得が必要となる。建設許可は、以下の場合に取得できる:

- ・該当地域の都市計画マスター・プランに則った建設許可
- ・都市計画マスター・プランがない地域の場合には、「土地計画条件に関する決定」を受ける必要がある。同決定を受け、かつその他の手続きを踏んだ投資家は、建設許可の申請へと進むことができる

更に、建設計画が竣工する以前において、投資家は、占有許可を取得しなければならない。

残念ながら、2004年1月から、都市計画マスター・プランのほとんどが効力を失っており、新たな開発計画が作成されるまでの間は、投資家は、上記の手続きをとらねばならない。

都市計画区画法では、建設許可の取得に際していくつかの制限を設けている。一例を挙げれば、建設予定地と隣接している土地で、かつ建設予定地に到達するのと同じ公道を伝ってアクセスすることができる土地に関して、その土地が本来持っている機能および特性が、投資計画の実現によって損なわれることのないよう、投資家側に諸条件の整備が求められる場合がある。具体的には、建造物の形状やその大きさ及び建ぺい率の調整、開発境界の設定から始まって、隣接する土地から公道までのアクセスの保持、隣接する土地において行われている農業あるいは林業の生産継続の実現等が求められる。

建設法の定めにより、以下に列挙した建設作業は、建設許可を得る必要がない(柵、屋根ふき、10平米より小さい休憩施設、建屋への電気・上下

水道・ガス・暖房・電話の接続工事等が、これに該当する)。但し、これらの工事のいくつかについては、監督官庁に対して、事前通告を行わなければならない。その場合、通告後30日以内に、監督官庁による異議申し立てがなければ、建設作業を開始することができる。

投資家は、工事竣工後、建屋の使用以前に、環境保護局、保健衛生局、労働監督局、消防局による監査を受けなければならない。

農地および森林保護法の規定により、農地および森林地における建設計画には、農地および森林地を建設用地へと用途変更するための決定が必要とされるが、かかる決定は、該当する地方自治体当局によってなされる。それぞれ、(a) 第4級から第6級耕地の用途変更の場合、あるいは、農地および国有林以外の公有林において、投資計画面積が1ヘクタールを超える土地の用途変更の場合は、県知事による決定が、(b) 0.5ヘクタールを超える第1級から第3級耕地の用途変更の場合は、農業大臣の決定が、(c) 木材生産に供されている国有林の用途変更の場合は、環境大臣の決定が、必要とされる。

上記の決定が下されるためには、かかる変更が都市計画マスター・プランと合致していることが必要条件となる。従って、仮に都市計画マスター・プランが、農地および森林地において農業および林業以外の活動を禁止している場合には、同計画そのものを変える必要が生じるが、それは非常に複雑かつ時間がかかる作業となる。このような場合には、事実上、投資は不可能であると考えてよい。

農地および森林の用途変更の決定が出される際には、投資家が負担する一時金の支払い額および年間貸借料支払額は増額されるのが通常である。

農地の用途変更に際して支払われる補償金の額は、その農地が属する村における不動産市場における農地の市場価格をベースとして、これに用地変更される土地の農地等級に応じて推定されるライ麦収穫高分の評価額を加えた金額と定められている。この場合、トン当たりのライ麦価格は、ポーランド中央統計局のデータに基づき、農業税の算定基準として使用されているライ麦価格と等価とする。更に、法律では、森林地およびその他の農地における用途変更に際しての補償金額の算定方法についても定めている。

用途変更に伴う補償金は、用途変更についての決定が下された日から起算して60日以内に支払わねばならない。但し、実際にはかかる補償金額部分は、農地および森林地の市場価格による補償金額部分と比較した場合、非常に小さいのが通常である。

なお、農地の用途変更の場合で賃借契約を結ぶ場合には、年間賃借料は、毎年6月30日以前に支払わなければならない。その支払額は、ポーランド中央統計局がその年の上半期の農業税の算定基準として発表するライ麦価格およびその土地のライ麦収穫高を勘案して決定される。

森林の用途変更が許可された場合には、その土地に植生していた樹木が成樹に達しないうちに伐採された場合のみ、一回限りの補償金が支払われることになっている。補償金の算定標準は、伐採対象となった樹木の伐採時の価格と将来それら樹木が成樹に達した際に得べかりし収益の差額となっている。

これらの補償金の支払いおよび年間賃借料の支払いについては、すべて土地の用途変更後に新たな土地所有者となった者が責任を負わなければならない。土地の用途変更についての決定がなされたにもかかわらず、該当する土地が売却される以前にかかる変更がなされなかった場合には、実際に該当する土地での用途変更を行った者(例えば、プラント建設目的で農地を更地にした者)が、補償金の支払いおよび年間賃借料の支払いの義務を負うことになる。

個々の土地の用途別区分については、地方自治体が管理している土地及び建造物登記簿によって確認することができる。

7.8. 農地の取得

ポーランドの農業政策においては、300ヘクタールを超えない農地を有する、農業分野における経験と資格とを兼ね備えた、家族経営的な農家の育成を図ることに重点が置かれており、この基本姿勢で基づき、ポーランド人および外国人農民に対応している。

民間所有による農地を、個人あるいは企業が取得する上では、取得農地

面積に関する制限はないが、農地売買が一定の条件に合致しない場合には、農地庁(ANR)により該当の売買案件に関して、排除勧告の発動がなされることもある(例えば、農地購入者が購入農地の近隣郡域に居住していない場合など)。ポーランドにおいては、農地庁が、農地取引を規制、監督する立場にあると言える。

国有農地は、農地庁の管理下にあり、同庁による農地売却は、当該取引により取得者の農地面積が500ヘクタールを越えない場合にのみ行われる。

第八章 競争法

8.1. はじめに

ポーランドにおける競争法は、二つの法律から成っている。一つは1993年4月16日施行の「不正競争防止法」であり、もう一つは2000年11月9日施行の「競争および消費者の保護に関する法律」である。不正競争防止法の趣旨は、市場に参入している企業が公平な条件の下に競争することを保障することであり、また不正競争を防止することにある。

競争および消費者の保護に関する法律の趣旨は、以下のとおりである：

- ・ 特定の市場参加者による独占的地位の濫用から市場を保護すること
- ・ 市場参加者による独占的地位の確立が生じないよう市場を規制すること

8.2. 不正競争排除法

不正競争排除法は、企業、顧客及び消費者の利益を保護するとともに、公共の利益の観点から不正競争を防止する。同法では、不正競争とは、その他の企業あるいは顧客の利益を侵害する、あるいは侵害する恐れのある違法行為もしくは慣行を指すと規定されている。これには、以下のケースが当てはまる。つまり、(a) 企業による不適切な表示、(b) 商品・サービスの原産地標記の虚実記載、(c) 商品・サービスの不適切な表示、(d) 業務上の機密保持の侵害、(e) 合意事項の不履行あるいはその不履行を示唆する行為、(f) 商品の模造、(g) 商品に対する不法な誹謗中傷、(h) 市場参入の妨害、(i) 公務執行者への贈賄、(j) 不法性のある広告行為および押し売り商法、である。同法では、上記の行為について、詳細な定義付けがなされている。更に、同法の規定する不正競争行為のリストは、更新の対象となっており、上記に含まれない行為も不正競争と見なされうる点には注意を要する。

以下、必ずしも同法が効力を発揮するとは言えないまでも、企業が自らの利益が侵害されたとして主張の対象となり得るケースを列挙する：

- ・ 禁止行為から来る効果の除去行為
- ・ 特定の企業に対する損害が賠償されたとき

- ・ 不正に得た利益が返還されたとき
- ・ 故意による不正行為が原因で、何らかの公共の目的に資するために罰金の支払いが課せられたとき。なお、不正競争行為に関しては、刑罰の対象となることもある。

8.3. 競争および消費者の保護に関する法律

同法は、市場競争の健全な発達とその維持のための環境づくりについての諸規則、並びに企業、消費者の利益を公共の利益の観点から擁護するための諸規則を定めている。同法の規定は、規制面および制度面の大きく2つの側面に分けて理解することができる。

規制面に関しては、同法では市場において、参加者が、競争を排除、制限、侵犯する目的で何らかの合意を結ぶことを禁じている。このような契約および合意は無効である。更に、同法では、禁止行為について列挙している。上記と関連する部分に関しては、アムステルダム条約81条(旧85条)の該当部分と合致している。同法では、独占的地位の濫用を禁止している。同法の規定により、独占的地位にもとづく行為は無効とされている。上記と関連する部分に関しては、アムステルダム条約82条(旧86条)の該当部分と合致している。同法は、問題となる行為が、EU諸国間の貿易に影響を与えるものでない場合に適用される。その他の場合には、アムステルダム条約81条および82条の規定が直接適用される。

同法は、消費者の集団的な利益を侵害する行為についても規則を定めている。「消費者の集団的な利益を侵害する行為」とは、不特定の消費者グループの利益にとって不利となるような企業による行為を指す。例えば、公正さを欠く広告、あるいは誤った情報を与える恐れのある広告を行うことが上記に該当する。消費者の集団的な利益を侵害していると認められるケースについては、公正取引委員会がその継続を禁止すると共に是正措置を盛り込んだ通達を発することができる。

次に、制度面に関しては、同法では、企業が何らかの「集中化」の意思を持つ場合に、これを全て公正取引委員会に報告することを義務づけている。

企業の「集中化」とは、以下のように定義されている:

- ・ 2つもしくは2つ以上の独立した経済主体の合併
- ・ 他社の経営権の掌握
- ・ 株式取得を通じて他社の株主総会における25%以上の議決権を取得した場合
- ・ 複数の企業家による新企業の設立

更に、企業のみならず、組合などの団体にも上記の「集中化」概念が適用される。企業合併は以下の条件に合致する場合のみ、審査の対象とされる:

- ・ 企業あるいは該当の資本グループによる総売上高が5000万ユーロを超える場合
- ・ 被合併企業のポーランド国内における総売上高が、1000万ユーロ相当を超える場合

但し、上記のルールには例外規定が設けられている。それは、EU法の定める企業合併の条件に合致した合併の場合には、欧州委員会に対して届出を出さなければならない一方、ポーランド当局に対しては、届出の義務がないという点である。

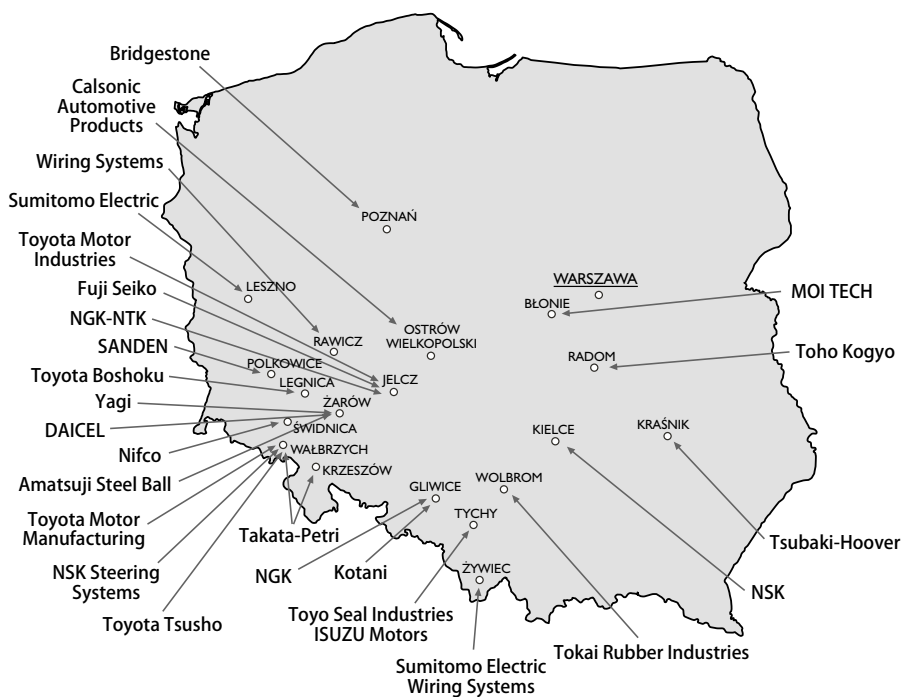
「集中化」を行う際には、公正取引委員会に対して、かかる合意がなされる7日前までにその通告を行わねばならない。その際の書式は、EUで使用されているものと同様である。認証手続きには時間がかかり、2か月以上を要する。公正取引委員会は、企業合併が市場競争を著しく妨げない場合には、申請のあった「集中化」に合意することになる。

同法を違反した場合(競争制限を目的とした合意形成、独占的地位の濫用、公正取引委員会に対する合併通告の怠り)には、企業の年間収入の10%を超えない範囲において罰金の支払いが義務付けられているが、500万ユーロを超えることはない。

同法は、公正取引委員会に対して、市場競争に係わる事柄についての決裁権を与えている。同委員会による命令に対して、異議申し立てがある場合には、独占禁止問題高等裁判所に対して、命令日から14日以内に提訴しなければならない。

第九章 ポーランドにおける日系企業の進出状況

(1) ポーランドにおける日本企業の進出状況(自動車産業)



(データ出所:ポーランド情報・外国投資庁ポーランド情報・外国投資庁)

(2) ポーランドにおける日本企業の状況 (その他の産業)



(データ出所:ポーランド情報・外国投資庁ポーランド情報・外国投資庁)

日本語連絡先

【プライスウォーターハウスクーパース中・東欧日本企業部】

はじめに

近年、BRICsの一翼を担う中東欧諸国への日本企業の投資が活発化しております。こうした傾向を鑑み、弊社では、日系企業向けサービスの充実を目的とした「中東欧日本企業部門」を発足させております。

中・東欧地域における日本企業クライアント支援体制

(1) 主たるサービス内容について

税務部門

- EU拡大に伴う税務プランニング
- 国際税務戦略支援(移転価格戦略立案、汎欧州組織再構築税務対策、汎欧州ロジスティックス構築における税務対策、親子会社間の税務対策等)
- 間接税(付加価値税及び関税)に関する税務プランニング
- 政府補助金取得支援
- 立地選定コンサルティング(中欧諸国の比較分析等)
- 資本参加/買収支援、販売戦略立案支援
- その他税務プランニング等

監査部門

- 法定監査及びビジネスアドバイザー・サービス
- 買収監査(デュー・ディリジェンス)
- 不正監査
- その他の任意監査

法務部門(ポーランドを除く中・東欧諸国全域:別会社形態)

- EU法アドバイス(EU拡大に関する情報提供を含む)
- 組織再編に関する法務上のアドバイス
- 買収監査(法務面のデュー・ディリジェンス)
- 現地法人等の設立代行業務
- 各種訴訟代行及び支援
- その他法務アドバイス(各種契約書のレビュー等)

その他の部門及びサービス

- ・ ファイナンシャル・アドバイザー・サービス部門(買収支援、企業評価等)
- ・ アドバイザリー部門(業務プロセス、内部統制改善等)

その他法令遵守業務支援等

- ・ 駐在員の個人所得税(申告代行、源泉税制度の適用支援等)
- ・ 法人税に関する法令遵守業務(申告代行等)
- ・ 間接税(付加価値税及び関税)の法令遵守業務(申告代行等)
- ・ 駐在員の労働許可証申請等
- ・ 各種ベンチマーキング(現地人従業員の適正給与・報酬水準に関する調査等)

(2) 日本人による支援体制について

現在8名の日本人プロフェッショナル(会計士、税理士、MBA等)が中心となって、各国の各種専門家(会計士・税理士・弁護士等)と効果的・効率的な連携を保ち、中・東欧地域のプロジェクトを一元管理していきます。弊社は、他社と異なり、組織運営上、中東欧28か国を完全なシングル・パートナーシップ形態で管理しているため、ヒト・モノ・カネ・情報等がボーダーレスで完全共有化されています。このため、貴社の必要とする情報をいち早くお届けすることができるわけです。また、本年度中にさらに2名の日本人プロフェッショナルを採用し、木目細かな日系企業対応サービスを強化していく予定です(本年末までに10名体制を構築予定)。

【サービス対象地域】

- ・ ポーランド
- ・ チェコ
- ・ ハンガリー
- ・ ルーマニア
- ・ ブルガリア
- ・ スロバキア
- ・ ロシア
- ・ ウクライナ
- ・ カザフスタン
- ・ アゼルバイジャン
- ・ その他CEE/CIS(中・東欧)諸国

【中・東欧ビジネス担当者の概要】

森山 進

CEE/CIS(中・東欧)日本企業部門・地域統括パートナー (共同経営責任者)

TEL: +32-2-710-7432(直通:ブリュッセル)

TEL: +48-22-523-4859(直通:ワルシャワ)

FAX: +32-2-710-7470(直通:ブリュッセル)

E-Mail: steve.moriyama@pwc.be (日本語送受信可)

上村 雅幸

中欧(CEE)統括マネジャー (ブリュッセル常駐、ワルシャワ・ブロッツワフ非常勤)

TEL: +32-2-710-4724(ブリュッセル直通)

TEL: +48-22-523-4971(ワルシャワ直通)

FAX: +48-22-508-4971(ポーランド日本企業部代表)

E-Mail: m.kamimura@pwc.be (日本語送受信可)

佐伯 康之

アドバイザリー部門(M&A関連事業その他)

CEE/CIS全域担当シニアマネジャー(ブリュッセル常駐)

TEL: +32-2-710-9310(直通)

FAX: +32-2-710-7470(日本企業部代表)

E-Mail: yasuyuki.saeki@pwc.be (日本語送受信可)

野村 雅士

チェコおよびスロバキア担当マネジャー (プラハ常駐)

TEL: +420-2-51-15-2280(直通)

FAX: +420-2-51-15-1186(直通)

E-Mail: masashi.nomura@cz.pwc.com (日本語送受信可)

横山 嘉伸

その他CEE諸国担当シニア・マネジャー(ブリュッセル常駐)

TEL: +32-2-710-7400(直通)

FAX: +32-2-710-7470(日本企業部代表)

E-Mail: yoshinobu.yokoyama@pwc.be (日本語送受信可)

糸井 和光

ロシア及びCIS統括シニア・マネジャー(モスクワ常駐)

携帯電話 +7 495 543 675

TEL:+7 495 967 6436(モスクワ)+7 812 326 6688(サンクトペテルブルグ)

E-Mail: m.itoi@ru.pwc.com (日本語送受信可)

徳山 秀明

その他CEE諸国担当マネジャー(ブリュッセル常駐)

TEL: +32-2-710- 7415(直通)

FAX:+32-2-710-7470(日本企業部代表)

E-Mail: hideaki.tokuyama@pwc.be (日本語送受信可)

中島 綾子

ハンガリー担当コンサルタント(ブリュッセル常駐)

TEL: +32-2-710-7305(直通)

FAX: +32-2-710-7470(日本企業部代表)

E-Mail: ayako-nakajima@pwc.be (日本語送受信可)

(3) プライスウォーターハウスクーパースについて

全世界150か国に13万人超の専門家を擁する世界最大級の多国籍プロフェッショナルサービス会社。中・東欧地域では23か国の拠点に約5000名のスタッフを擁する専門家集団。

PwCのグローバルネットワークを最大限に活かしつつ、ポーランドをはじめとする中・東欧地域を舞台に事業展開される日本企業の皆様に、きめ細かなプロフェッショナル・サービスを提供することが、私どもの理念でございます。

【ドマニスキ・ザクシェフスキ・パリンカ日本企業部】

ドマニスキ・ザクシェフスキ・パリンカ(DZP)は、1993年にワルシャワにて設立されたポーランドの法律事務所です。弊社は、ポーランドで最大の総合弁護士事務所としてワルシャワ、ポズナン、ヴロツワフに90名以上の弁護士を擁し、包括的なリーガルサービスを提供しております。

弊社のクライアントは、ポーランド資本、外国資本のポーランド拠点として外国投資家と様々であり、業界についても、銀行、金融、建設、エンジニアリング、食品、機械、証券、観光、不動産と多岐に渡ります。

さらに、通信、電力、テクノロジー、e-ビジネスといった分野においても法務アドバイスをっております。

弊社は、M&A、プロジェクトファイナンス、労働法、知的財産、EU法、訴訟・仲裁など、ほぼ全てのビジネス分野において総合リーガルサービスを提供しております。

また、日本企業に対する法務サービスを専門とするチームを擁しており、ポーランドに投資する日系企業に対して、きめ細かなサービスを心がけております。

【お問い合わせ先】

マルチン・クラコウヴィアク
(パートナー:日系企業担当・英語のみ)
marcin.krakowiak@dzp.pl
tel. +48 22 557 7683

駒沢陽子
(日本人コンサルタント)
yoko.komazawa@dzp.pl
tel. +48 22 557 7600

www.dzp.pl

【PAIiIZ】について

PAIiIZの前身であるポーランド投資庁(PAIZ)は外国投資誘致の目的で、経済省直属の機関として、1992年に設立されました。2003年6月外務省管轄のポーランド情報庁(PAI)と合併し、新たにポーランド情報・外国投資庁(PAIiIZ)として再スタートしました。

PAIiIZはポーランドへの直接投資に関する情報提供、進出手続きのガイダンス、地方自治体の紹介など、円滑に進出ができるように様々な便宜の提供に努めてきております。また、日本との関係では、ポーランド・日本経済委員会 の事務局として活発に活動を行っております。

PAIiIZのホームページ

www.paiz.gov.pl

ul. Bagatela 12

00-585 Warsaw, Poland

Tel.: (+48 22) 334 98 00

Fax: (+48 22) 334 99 99

PAIiIZのEメールアドレス

post@paiz.gov.pl

ポーランドでの投資について、どのようなお問合せにも応じます。

日本語でのお問い合わせは下記の担当者までご遠慮なくお寄せ願います。

日本担当責任者:

ピオトル・グルジェン Piotr Grudzien

piotr.grudzien@paiz.gov.pl

エリザ・クロノフスカ Eliza Klonowska

eliza.klonowska@paiz.gov.pl

本書は、既にポーランドで事業を営んでいる、もしくはポーランド投資を計画されている日本企業に対して、一般情報を提供することを目的として作成されました。従って、投資に際し起こり得るすべての問題を網羅している訳ではありません。

個別の事例に適用する際には、最新の法令や判例等を参照する必要がありますので、別途専門家にお問い合わせ下さい。

尚、本書内容については2006年1月1日時点の法令に基づき作成されております。

The information contained in this guide is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. It is based on the information available as of 1 January 2006. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date when it is received by a user of this guide or that it will continue to be accurate in the future. It is therefore strictly recommended that any user of this guide seek further professional advice before making any specific investment decision. Neither PricewaterhouseCoopers nor the co-authors accept any responsibility for losses arising from any action taken or not taken by anyone using this publication.

【当ガイド日本語版作成チーム】

監修:森山進(プライスウォーターハウスクーパース)

日本語版作成リーダー:上村雅幸(プライスウォーターハウスクーパース)

作成支援:佐伯康之(プライスウォーターハウスクーパース)

作成支援:徳山秀明(同上)

作成支援:中島綾子(同上)

作成支援:駒沢陽子(ドマニスキ・ザクシェフスキ・パリンカ)

ポーランド情報・外国投資庁

表紙写真の著作権はポーランド外務省に帰属しています。

